

第 3 日

1. 平成24年12月20日午前10時00分招集
2. 平成24年12月20日午前10時00分開議
3. 平成24年12月20日午後 3 時22分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町役場議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(14名)

1 番 蒲 池 恭 一	2 番 豊 後 力	3 番 中 村 一 博
4 番 古 閑 修 一	5 番 荒 木 政 士	6 番 松 村 慶 次
7 番 小 山 曉	8 番 高 巢 泰 廣	9 番 荒 木 拓 馬
10 番 杉 本 和 彰	11 番 杉 村 幸 敏	12 番 笹 渕 賢 吾
13 番 庄 山 忠 文	14 番 多 賀 勝 丸	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

な し

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。
9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。
10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長 笠 輝 博 書 記 前 田 聡 子

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	坂 梨 豊 昭	副 町 長	井 上 國 雄
教 育 長	井 上 忠 勝	総 務 課 長	今 村 裕 司
総 合 支 所 長 兼 住 民 課 長	徳 永 壽	会 計 管 理 者	徳 永 宣 久
企 画 課 長	山 下 仁	建 設 課 長	杉 本 章 一
経 済 課 長	坂 本 政 明	税 務 住 民 課 長	豊 後 正 弘
健康福祉課長	堤 一 徳	学 校 教 育 課 長	坂 本 誠 司
社会教育課長	有 富 孝 一	町 立 病 院 事 務 長	池 田 宝 生
特別養護老人 ホー ム 施 設 長	石 原 恵 一	事 業 課 長	松 尾 憲 成
福 祉 課 長	高 木 洋 一 郎		

-
12. 議事日程

日程第1 承認第5号 専決処分の承認について

(平成24年度和水町一般会計補正予算(第3号))

日程第2 承認第6号 専決処分の承認について

(平成24年度和水町一般会計補正予算(第4号))

- 日程第3 議案第61号 和水町暴力団排除条例の一部改正について
- 日程第4 議案第62号 和水町下水道条例の一部改正について
- 日程第5 議案第63号 和水町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第64号 平成24年度和水町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第7 議案第65号 平成24年度和水町国民健康保険事業会計補正予算(第2号)
- 日程第8 議案第66号 平成24年度和水町介護保険事業会計補正予算(第2号)
- 日程第9 議案第67号 平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第68号 平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第69号 有明広域行政事務組合規約の一部変更について
- 日程第12 発議第5号 和水町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第13 発議第6号 和水町議会会議規則の一部改正について
- 日程第14 発議第7号 和水町議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正について
- 日程第15 陳情等の常任委員会報告について
- 日程第16 閉会中の継続審査申出書(総務文教常任委員会)
- 日程第17 閉会中の継続審査申出書(建設経済常任委員会)
- 日程第18 閉会中の継続審査申出書(議会運営委員会)

開議 午前10時00分

○議長(多賀勝丸君) 起立願います。おはようございます。

着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日は、上程された議案に対する審議・採決となっております。

議案に入ります前に、経済課長より先日の一般質問で笹渕議員の質問に対して答弁漏れの申出があっておりますので、答弁を認めます。

経済課長 坂本政明君

○経済課長(坂本政明君) 先般の一般質問におきまして答弁漏れがございましたので、お答えしたいと思います。

まず、認定農業者がロマン館や緑彩館へ何人出荷されているかとの御質問でございましたけれども、ロマン館へのお荷されている認定農業者は10名でございます。それから、緑彩館へのお荷されている認定農業者は14名でございます。

続きまして、旧町における単独補助事業の補助率についてでございますけれども、旧菊水町における補助は農業機械購入費用の一部補助ということで、補助率は事業費の4分の1以内です。限度額は100万円となっております。旧三加和町における補助につきましては、防油堤及びその付属品に対する補助ということで、補助率は事業経費の20%以内、限度額は40万でございます。

以上でございます。

日程第1 承認第5号 専決処分の承認について（平成24年度和水町一般会計補正予算（第3号））

○議長（多賀勝丸君） 日程第1、承認第5号「専決処分の承認について」（平成24年度和水町一般会計補正予算（第3号））を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 10番です。これは謝礼金46万8,000円ということですが、民生費でございますので、どちらに質問したらいいのかちょっと悩みますが、謝礼金を出されたその効果とか今後の動きとかありましたら答弁を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

健康福祉課長 堤 一徳君

○健康福祉課長（堤 一徳君） 今の御質問にお答えいたします。

謝礼金のほうはうちのほうで自殺対策という部分で支払うようにしております。現在、9、10、11、今月もでございますが、毎週水曜日にカウンセリングをしていただいております。内容等につきましては、学校教育課のほうで確認されていると思いますので、そちらから御答弁をいただきたいと思っておりますが、簡単に言いますと、子どもたちとカウンセリングという形で、スクールカウンセラーという方が玉名教育事務所のほうからの部分だと思いますけども、来ていただいておりますので、その謝礼金ということで、午後4時間、実施をしていただいております部分についてお支払をしているところです。詳細な内容については、学校教育課のほうからお願いしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 大変申し訳ありませんけど、ちょっと今、資料を持ってきておりませんので、後ほどお答えしたいと思いますけども、よろしいでしょうか。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 今の件はよろしいです。あのですね、私はこの質問の目標としていますのは、例えば、5名の教育委員さんがいらっしゃいますね。その教育委員さんの会議、教育委員会の中で、どのような会議が行われているのかというのが1点と、この件に関しましては、結局、菊水中の例の事件、事故なんですけど、小学校の先生方からのお話によりますと、小学校の先生は詳しい経緯と経過は全く知らされていないと。何がどうなってるのか知らないということなんです。私が何でその学校の先生にこだわるかといいますと、やはりこう、中学校だけの教育じゃなくて、小学校の間に心の教育、命を大切にする教育とかありますね、そこらへんが私は非常に重要かというふうに思います。

やはり、小さいときから、特に今の小学生は小さいときからインターネットとかしますのでたくさん情報を持ってます。その中で先生方、小学校の先生方が、僕らの時代は「道徳」とか言ってましたが、そこらへんの心の教育あたりをするためには、小学校の先生がすべての経緯、経過、知っとかないと、やはり中学校に送り出すためにも必要なことかなと思っております。そこらへんがどこまで校長会だけじゃなくて、教頭先生以下の先生にどのくらいまで把握されるようなことをされているのかというのと、それと、もういっぺんに言いますと、ああいう事件ですからちょっと私も発言がしにくいんですけど、子どもたちの目線ですね、小学生高学年とか中学生になったら、子どもたちの目線で解決できる部分があると思うんですよ。どうもこの前、小山議員の質問のときには、どうも上から目線っていうんですか、そういう答弁だったような気がしたんですよ。子どもたちが自ら委員会とか作って行動できる内容だと思ったんですよ。それがやっぱり子どもたちの成長に大いにつながるんじゃないかなというふうに思ったんですよ。そこらへんも含めて、教育委員会のほうに答弁を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 杉本議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほどスクールカウンセラー等の活用についてでございますが、教育委員会でも当然議題として上げながら、子どもたちの動揺が非常にまだあるという実態の中において、県のほうの予算だけじゃどうしても足りないということで、健康福祉課のほうにも依頼をして、補助をいただくようになったという経緯ももちろん報告いたしております。

もちろん、学校の校長先生を中心に、学校の子どもたちの様子等も聞きながら、どうしても今年度3月までは先生方も子どもたちにもスクールカウンセラー、またスクールソーシャルワーカー等々の相談が必要だという結論が出ましたので、そういう予算化を願ったところでもございますし、教育委員のほうでもそのような方法を是非とっていこうというふうに確認したところでもございます。

それが1点でございますが、もう一つ、小学校の先生方という御質問がございましたが、もちろんこの件が起きました時点で、臨時、早急に臨時校長会をし、校長先生方にはお知らせをしたところでもございます。しかしながら、内容的なことでは一人の子どもが自ら命を絶ったという形でのお知らせをしたわけでございますが、その当事者のことも考えながら、詳細についての各学校での先生方に下ろすということは、まだ控えるというようなことで最初は下ろしたところでもございます。

その後、議員も御承知のように、子どものアンケートを精査する中でかなりの月が経過したわけでございますが、その経過も十分観察しながらの現場指導ということになりますので、ことの次第というものは詳しくは学校現場には、校長先生にはお話をしていますけれども、先生方には下りてないというのはあると思います。それも全部あからさまにしますと、亡くなった子どものことも考えますと、どのような形で外に出回らせられませんし、そういうことも含めて詳細についての学校現場に下ろすということは控えたというのは校長先生方の、また私からのお願いでも

ございました。

しかしながら、この命を大事にということは、もう毎月校長会でも先生方とお話する中において、また、更にこの議会でも答弁したことございますが、学校教育の中の和水町の教育目標の中の一番大きな中に、命を大事にというものをうたっておりますし、その指導徹底は図っているところでもございます。

そういう中で、先ほど、子どもの活動というお話もございましたが、今、三加和中、それから菊水中、それぞれ生徒会ががございます。その生徒会のテーマ、文化祭のテーマは「命を大事に」ということで、劇等も行われております。子どもたち自身も人権宣言もやっておりますし、子どもの目線からの人権教育、これも並行して行っているところでもございます。もちろん、学校の教育委員会、県教育委員会、そして町教育委員会からの指導を受けての、今度は先生方からの子どもへの声かけも行っているところでもございます。

また、先生方と生徒、これ一方的な調査だけでなく、対面式の一人と一人の先生と担任との、じっくり話し合う中での日々の生活の様子等も聞いておりますので、同じ目線で考えられる、また、考えるような努力もしているところでもございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 答弁いただきましたけど、やはり小学校の先生方には経緯と経過は話されていないということなんですけど、さっき言いましたように、本当に命を大切にする力を子どもたち、小学生・中学生には、そこらへんの持っていく方は教育委員会、教育長の判断があるかと思うんですけど、ある程度は教えていただきたいというふうに考えます。

先ほど、アンケートと言われましたけど、健康福祉課のほうには言ったけど、アンケートのとり方も、例えば本当に平等に子どもたちの意見を聞くのであれば、普通、いじめとかなくなったときのアンケートですから、何にもない人でもペンを持って、鉛筆を持って、書ける状態ですね。例えば質問の内容をもう一度書きなさいとかですれば、やはりペンを、すぐ鉛筆を置いた子、書いてる子というのは、周りから見えるじゃないですか。そこらへんの配慮が全くなされていないアンケートというふうに聞いたんですよ。あれで本当のアンケートなのかなというふうに思います。

そこらへんで、話は戻りますけど、小学校の先生方から見れば、非常に大きく言えば教育長には何もものは言えない立場の人たちですけど、逆に不信感というのが芽生えているのも事実です。こういう意見がきました。菊水中学校、はっきり言うて年が明ければ教職員の人事異動です。関係のある職員がみんな人事異動すれば元に戻っちゃうじゃない。それだけの話たいて。という意見もございました。

ただそこらへんは、もういっちょ踏み込んだ教育委員会並びに教育長が先頭を切っていないと、これも言いたくないんだけど、数年前にも菊水中学校で自殺未遂が行われております。全く改善が図られていないと言っているんじゃないかなというふうに思います。

私は、菊水中学校の卒業生でもありますし、PTA会長もさせてもらっております。子どもた

ちが当時本当に菊水中学校というのを誇りに思って、いろんな部活とか学習とか学校生活を過ごしていたと思うんですよ。何か今のところ、菊水中学校の方向性って何なんだって。そこらへんがどうもぼけてしまつると言ったら、そこまで言ったら失礼なんだろうけど、何らかの配慮が私は足りないと思うんですよ。その何らかというのは、心の教育、子どもたちが誇りを持てる学校づくりですね。それは例えば、こっち側に振ったらいけないのかしらんけど、社会教育課長はPTAとかは主管は社会教育だと思うんですよね、子供会。そこらへんと連携して、本当に動いていかないと、一部の保護者への不信感、一部の先生方の不信感、さっき言いましたように、ただの人事異動でぼんぼん人を入れ替えれば、終わっちゃったとも言われる人も実際いらっしゃいます。やはり、本当に何か表面だけじゃなくて、中身ですよ。

私はあくまでこれ、現場の先生からの話を言っただけであって、現実、私もよく知りません。逆に、教育行政としては、その対象とされた先生方、子どもたちもだけど、先生方の心のケアだって必要かもしれないし、そういうのが町のほう、教育関係が、どうもいろんな意見が出て、教育長はうまくいってる、うまくいってるというような考えでいつも答弁をされてますが、現実とは違うような気がするんですよ。やはり、めいっばい質問じゃないですからこのくらいでやめますけど、子どもたち、僕は子どもたちの味方と言うたらいけんですけど、やはり子どもたちに我が町を、和水町というのを誇りとしてもらいたいし、本当の心の教育、命の教育、そこらへんを真剣に取り組んでほしいんですよ。

今、何かが私は欠けている、何かというのは、私は教員の免許も持っておりませんし、現場も知りませんのでわかりませんが、何かが保護者の方に不安感、不信感というのがあるも事実だし、先生方にもあるのも事実だし、そこらへんを少しでも、さっき最初に言いました5名の教育委員さんあたりで真剣に議論して、我が町の教育、本当に文書だけ見たらいいきれいな日本語が並んでますよね、町の教育に関しては。でも現実はどうなんだろうというところを、教育委員会は考えていかんと、さっきも何回も言いますが、これでまた来年、人事異動があった、ああ、これで終わったって。

こんなこと言うのは教育長に失礼かもしれんけど、「ならもう、和水中で教職員で人事異動いやばい」という話も実際聞きます。何らかの方策をやっていかないといけないというふうに私は考えます。答弁をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 今御指摘の件、重々受け止めたいと思いますけれども、例えば先生たちのケアというのも、先ほど、ソーシャルワーカー、また、ソーシャルカウンセラー、スクールカウンセラー等々とも一緒にカウンセラーをしていただくとともに、また全体での合同学習も行っているところでもございますし、子どもたちの場合も、個人、そして全体、そういう心のケアも行っているところでございます。

なお、心を大事に、心の教育というものは、道徳はもちろんでございますが、すべての教育活動の中に、学校現場では本当に心を込めて行われていると私はとらえているところでございます。

もちろん、学校教育の中に、教育委員会でも教育委員のその年度の教育目標を話し合うわけですが、その中でも、先ほども申しましたように、心を、命を大事に、心を大事に、人を大事に、これを一番のモットーとして和水町教育委員会の目標にしているところでございますし、それを受けて、各学校の人権教育、心の教育をしっかりとやっていただいていると私は確認、信じているところでもございます。

しかしながら、今おっしゃいましたように、そういう心配、また声等があれば、また、先生方、現場の声も聞きながら、改善すべきところは十分改善していきたい。また、更に改めて新年度を迎えるにあたって、もう一度心の教育、命の教育、そういったものも教育委員会でも校長会を通してもお話し合いをしていきたい、また、指導の徹底を図っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） この補正予算につきましては何ら問題はございませんが、1 点だけお尋ねします。

本議案につきましては、事業選択が9月議会終了後に決定したために専決処分したという提案理由の説明がありましたが、事業の内容が自殺対策推進事業という緊急性が求められている事業内容だけに、もっと事前に早く対応できなかったのか、そのへん、県との折衝経過はどうなっていたのか伺いたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） ただ今の質問でございますけど、事件が発生いたしましてお亡くなりになられましたから、県のほうからもソーシャルワーカーの派遣とか、そういった事業もありますということの御紹介がございました。でも、一番早く動ける事業というのが、この町が持っているこの事業でございましたので、その事業でとりあえず動かそうということで始まったところでございます。

それで、県のほうのソーシャルワーカーさんの人数も限られているということで、重点的に和水のほうに配分がちょっとはつきりしなかったということで、とりあえずこの事業で動かして、不足分につきまして更に今回の追加といいますか、補正予算でお願いしたという経過でございます。

○議長（多賀勝丸君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） ただ今の課長の答弁で大体内容はわかりましたが、関連してそれじゃ質問いたしますが、この事業はもう既に9月から始まっているわけですね。既にもう4カ月が経過しているわけですが、先ほど課長の答弁では、手元に資料がないという話で、それはどういうことですか、これは議会軽視も甚だしいと思いますよ。わかっとなとですから、これは。

だから、そういった実態をちゃんと把握して議会で答弁するのが私は課長の責務だと思います

ね。その点ちょっと対応が鈍いんじゃないかと思いますが、答弁してください。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） はい、大変おっしゃるとおりでございます。実際のソーシャルワーカーとか子どもたちへの相談事業、先生方の相談ということで、何日やっている、通算何日になってましたという資料が手持ちありませんでした。確かに申し訳ございませんでした。それでもはっきりした数字を述べる必要がありましたということでございます。

それと、はい、今議員がおっしゃるとおり、そういったことも考えられるということで、大変こう、私の準備不足で申し訳ございませんでした。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） これはもう、子どもたちの命にかかわる非常に重要な問題をはらんでおります。ことがことだけに、やはり慎重に対応していただきたいということを要望いたします。よろしく願いしときます。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） はい、肝に銘じてやりたいと思います。大変申し訳ございませんでした。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 今、2人から質問がありましたが、私も重なるところがありますけれども、やっぱり9月から3月までということで、10月31日に専決処分していると。これは自殺対策ということで大事なことからということでした。しかし、その大事なことからということで、もう半分も経ったのに、その内容さえ把握されてないと。これはですね、非常に行政の怠慢だと思うんですね、教育委員会ですね。これは反省して終わるということじゃなくて、本来その予算を獲得するということで、教育長は答弁されましたけれども、その大事なことがどういうふうにならざるに今予算が執行されて、なされているかということをきちっと把握しないと、この予算、せっかく使ってカウンセラーを配置してやったのに、どうなってるのかさえもつかめないということは、非常にこれは怠慢ですよ。

答弁もありましたけれども、議会軽視で資料さえも用意していないという、非常にこれは全く和水町議会にとって、執行部の、ほかの方は多分準備されるかもしれませんが、こういう形で資料さえ用意しないということは怠慢ですよ。これは反省して済むようなことじゃないですよ。どうでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） ただ今、議案に関していろいろそれぞれ御指摘をいただいております。

このことに関して専決いたしましたのは、冒頭対応しながら、更にその事業を充実、また続けていく必要がある。よって、補正をお願いをいたしましたわけでございます。よって、それに対する事業内容、そして、こういうふうに効果というか、取り組んでいるというようなことがるるきちんと議員の皆さん方に御説明できない、そういう状況に関しては、非常に申し訳なく思っております。

しかしながら、そのことに関しては、しっかりとその効果は出ているというふうに信じております。しかしながら、それを確認していないから、はっきり担当が皆さん方に御報告できない、そういうことであろうかと思っておりますので、今後そうしたことがないように、ひとつしっかりと取り組まさせていただきますので、御理解をお願い申し上げたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 教育委員会から答弁がなくて町長から答弁がありましたけれども、やっぱりこの自殺されたという事実があるわけですね。そして、それに対してどう対応するかということで、町は対応策を出したと。しかし、それも内容も把握もしないと。先ほど話がありましたけれども、保護者の方もいろんな不信感も持って、いろいろ悩んでらっしゃるかと思うんですよ。それにも増して、この12月議会ではこういった怠慢の答弁しかできないと。それじゃですね、町民の方が町政に対する不信感で募るだけです。そういう深刻な問題を私は受け止めてないというふうに言いたいと思いますが、教育委員会、もう一回答弁をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 今、課長のほうもお答えしましたように、これまで何回カウンセリングをいただいて、その都度こんな内容だったというのを、その都度まとめてればよかったんですけども、その報告をまだきちんと記録として残ってなかったということを大変反省をいたしております。

ただ、毎月校長会も行いますし、中学校の校長先生ともお会いしますし、そのほかにもいろんな件で委員会に来てもらうこともありますので、その折に、その実施の様子というのは十分伺っていて、先生方、そして子どものほうにも、本当に落ち着きが増してきたという報告は受けておいて、内心とっても喜んでいたんですけれども、今、指摘される中で、きちんとした記録を残しとかなければいけなかったなと重々反省しているところでもございます。早速、これまで9月からの回数、内容等もまとめて報告したいというふうに思います。申し訳ありませんでした。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） ただ今、笹渕議員のおっしゃるとおりでございますので、先ほど教育長が言いましたように、その効果あたりも確認しながら、確実に報告いたしたいと思っております。申し訳ありませんでした。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、承認第5号は承認することに決定しました。

日程第2 承認第6号 専決処分の承認について(平成24年度和水町一般会計補正予算(第4号))

○議長(多賀勝丸君) 日程第2、承認第6号「専決処分の承認について」(平成24年度和水町一般会計補正予算(第4号))を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

8番 高巢泰廣君

○8番(高巢泰廣君) 8番高◆巢◆です。9ページの衆議院選挙の選挙費、この中で18節で備品購入費283万5,000円、これは投票用紙読取機・分類機の導入ということですが、今回の選挙で、衆議院選挙でこれはもう既に使われていると思いますが、このへんのですね、全協での説明では、開票要員が10名は削減可能だというような御説明でした。更に、開票事務のスピードアップができるというようなことをございましたので、要は、実際やってみてどのような効果があったか、そのへんについてお伺いいたしますのが1点。

それから、これは今回の導入は、選挙事務は100%国から委託金で賄えるようになっておりますけれども、この機械の導入につきましては、100%一般財源を投入してあります。ということは、このへんについて国・県のいうなら選挙事務を受託して対応するわけですので、そのへんでの導入に対する補助金はなかったのか、この2点についてお伺いします。

○議長(多賀勝丸君)

総務課長 今村裕司君

○総務課長(今村裕司君) 高巢議員の御質問にお答えします。

自書式投票用紙の読取機の導入でございますけど、この導入にかかりまして、開票のまず人数なんですけど、人数的には前回、平成21年の8月にありました衆議院選挙のときと比べると、11名を減しております。開票関係も、開票だけの担当者が11名減になっています。第一点検、計数係、第二点検という順番に回っていきますけど、第一点検、第二点検の人数はそのまま、やっぱり目で手でする部分がございますので、そこは人数は減ってませんけど、開票台で開票する人数を10名減らしております、今回は。

今回この機械を導入することにより、そして、人数を減らすことの効果は、やっぱり開票、

投票用紙を以前は例えば候補者ごとに分類して集めていましたが、今回は表は表だけで向きも一緒に、候補者は分けずにそのまま全部同じ方向に向けて集めて、この分類機にかける段取りでありましたので、そのへんは人数も少なく、短時間にできたと思います。

ただ、第一点検、計数係、第二点検は、皆、手でして目で見ますので、極端に最終的には前回21年から比べると、時間的には30分以上は短縮はなっておりますけど、その部分は極端には今回は時間的には短縮にはなっておりませんでしたけど、そのへんで開票事務関係の人数的には少ない人数でよかったので、職員の時間外手当が若干、人数が減ったしこ少なくなるんじゃないかと思っております。

2点目の補助金のほうなんですけど、補助金は県からの委託金・補助金というのは、基本額がございまして、単価とか基本額がございまして、例えば投票所が一投票所に対して幾ら、その投票所の選挙人の人数によって単価が異なりますけど、一投票所単価が幾ら、そして、開票所も1カ所あたり幾らという基本額をおさえまして、それで計算をしていきます。

だから、この備品購入費に対しての経費が全額補助の対象という見方じゃなくて、投票所とか開票所、それから事務従事者に対する基本単価がございまして、その人数とか時間とか、そのへんで計算していきますので、備品購入に対して幾らという補助金でございせん。

前回の平成21年の補助金が、総額で874万4,000円きております。大体、前日も歳出のほうで875万ちょっと一般財源が5万程度出しておりますけど、それくらいきてるという計算になりますので、ちょっとその備品購入費に対してとか、人件費に対して幾らという考えじゃなくて、投票所に幾ら、掲示板に幾ら、開票所の場所に、1カ所だったら幾らという計算できますので、はっきり備品購入費に対しての補助という形でございせんので、そのへんがちょっと不明な点もございまして、大体経費の100%ぐらいなるんじゃないかとは思っています。

実際、今度の選挙で、現在のところ400万程度使っております、この後、まだ職員の人件費等は出てませんので、そのへんで確定次第また県のほうに報告することになりますので、はっきりはわかりません、幾らくるかですね。内示で今概算で280万程度は今回の選挙費用としてはきてます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

8番 高巢泰廣君

○8番（高巢泰廣君） 相当の効果があつたということでございます。しかし、要は費用対効果だと思います。もちろん、この高性能の機械を導入して開票事務をやるわけですから、それなりの効果は出るのは当然だと思います。11人削減できたということは、非常にそのへんについては所期の目的を達してるというふうに思いますが、選挙関係の事務費、私は100%国政選挙等に関しましては事務費が出るというふうに思いましたけれども、その選挙人の人数なり、投票所等々のいろいろの事項があつて、その中で交付されるということですので、そのへんからすると、対応にならないということですが、この機械、1台で283万5,000円、しかし今回、ただこのユニットが5段と、それから増設するやつが8段ございますが、要するに、今回はこの増設分はメーカーから貸与だというふうに先般説明があつておりますけれども、そうしますと、大体これが100

万円ぐらいかかるということですので、総額380万ほどを要するということになるわけですね。

そうしますと、年間、償却費が、大体こういった機械類は5年ですので、償却を普通民間だったらやるわけですね。ここはもう、町がそのへんがないから非常に有利なところがあるわけですが、民間の目線でいくならば、年間約69万ほどの償却を積まにゃいかんということになるわけです。

そういったことで、結局、人数は減って、その分経費は節約になったかもしれませんが、しかし、逆に償却費を考えたら、相当この費用が出ていくというふうなこのコストの意識ですね、私はこのへんがちょっと足りないんじゃないかなというふうに思います。やはり、費用対効果、やっぱりコスト意識を持った対応をすべきじゃないかなと思います。ですから、この11名の方々が今回減った分について、どれぐらいの金額になるか、後で概算で結構でございますので、おおよそで結構ですから、このへんをお聞きしたい。

それからまた、読取機、分類機もですね、結局手作業で再度確認をせにゃいかんということですね。だったら、果たしてこれを入れるだけの効果があったのかなというふうに思います。最終的にはまた全部手作業で全部一つ一つあたっていくということであれば、何もわざわざこの機械を入れてまで開票せんでもよかったんじゃないかなというふうに思いますが、その点についてはどうなのか。

それから、要するに、町の一般財源を使つての導入、これについては費用対効果から見て、私は非常に過大投資じゃないかなというふうに思っております。選挙事務は時間外勤務手当、これは支給内容も私は非常にいいんだというふうに聞いております。決して低い単価で設定されてはいないというふうに常々前から聞いておりますので、内容がどういう状況かを知りません。しかし、そういう話で僕は聞いておりますので、とするならですね、やはり職員の皆さん方の給与も、ここところずっと、やはり給与の見直しがあって削減が続いとるじゃないですか。そのへんをしますと、いうならば可処分所得はそれだけ減少してるということになるわけですね。特に若い人たち、幹部職員さん、これはちょっと別にしてもらわんといかんですけども。

とするならば、やはり、こういった国からはほぼ100%近くをこの残業勤務手当というか、この事務にあたる手当は出るわけですから、このへんは積極的にこの際、若い人たちにとれるようなことも一つの方法じゃないかなと。ちょっとこういう考え方はいかんかもしれませんが、やはり、町の財源を出すんじゃなくて、国の財源でそういった対応をするならば、そのへんは最大限に利用したほうが私はよかったというふうに思うわけです。いうならば、時間外勤務手当は有効に使うというふうにしたほうがよかったんじゃないかと思います。このへんにつきまして、再度質問いたします。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 機械導入の効果はというのは、やっぱりこれは私はあったかと思っております。あれだけ早く。第一点検、第二点検あたりで枚数と中身をチェックはするんですけどですね、やっぱり長い目で見て、来年また使えるということにもなりますので、今回やってみ

て、私としては機械導入の効果はかなりあったんじゃないかと思っております。

時間外勤務手当に関することなんですけど、なるだけ若い人に出ていただくような形で人選しながら選挙事務のほうにはあたっていただいておりますので、十分、十分じゃないんですけどですね、若い人が時間外手当をもらえるような形で従事の割り当てはしていたかと思います。

一応、今回、長い目で見て費用対効果はなかったんじゃないかということなんですけど、今後、使っていく上でやっぱり費用対効果は出てくると私は思っておりますので、今回導入をさせていただきます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

8 番 高巢泰廣君

○8 番（高巢泰廣君） 非常に効果があったということでございますけれども、この機械を利用する頻度は、毎日のように使うというような機械じゃないわけですね。年に1回あるかないかです。私が大体国政選挙が、衆議院、参議院、県知事、県議会議員の選挙、町長と議員の選挙、もうこれ一緒ですから。大体5回程度。均してみても年に1回、1.25回ぐらいですよ、均しますと。1回に使うか、2回も使わないというようなことで、果たしてこれだけの金を投入して、私はどうかなというふうに考えます。

そういうことを思うならば、もう少しやはり、これ全部町の金でこの選挙事務をやらにやんていうなら、これは話は別ですよ。またそのへんはちょっと様子が変わってくると思いますが。しかし、ほぼ委託金としてこの準備が出るということであれば、時間的には若干遅くなる部分もあるかもしれません。選挙の開票事務がですね。しかし、今日まで見てきますと、そんなに待ちきらんごつ、またにやんというようなことは私はなかったかと思います。ほとんどある程度の時間には大体開票は終わってると。

ですから、こういう機械の導入は、我が町がもっと人口が多くて、非常にこの事務が煩雑ということであれば、これは話は別です。しかし、1万人そこそこの我が町に、これだけの投資をして選挙関係の開票事務を促進するために投資をしてやるというのは、私は過大な投資じゃなかったかと思います。町長も含めて御答弁をお願いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 後ほど具体的にこうしたことに關することについては御説明する機会があればと思いますが、今回の選挙に關しては、例えば投票所の数、それから何といいますか、面積、選挙人の人数とか、そういうことで積算されて、これだけということで委託されるわけでございますので、そうしたことの中で、實際、機械を買うたことによって効率的になって、残業手当あたりが町の財源として残る、差引、そういうことになるのか、基本的に御指摘いただいとることに關しては、やはり費用対効果、物事に対して、何でも便利だからそのことに取組めということじゃなくて、しっかりやはりそういうことは考えながら物事に取組まにゃいかんというふうに、今の御意見において、御指摘において感じたところでございますが、今日、専決においてもう購入いたし、もう既に活用いたしておりますので、御指摘のことを踏まえながら、更に

しっかりと効率を上げるためにひとつ取り組まさせていただき、今後、そうしたことの類があれば、十分費用対効果、そういうことを考えながら予算執行にあたりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 10番です。違う観点から。

先ほどの承認5、これが承認第6号、両方とも専決処分なんですけど、私も1回、専決処分は厳に慎むべきであるという内容で一般質問したことがありますので、議会を開く暇がないときの専決処分、先ほどの命の問題といい、この選挙に関する問題だって、臨時議会で代用しても、命の問題のところであって、本当に専決処分じゃなくて、臨時議会を開いて本当はすべきじゃなかったのかなと。やっぱり専決ですから、議員のほうはどうしても、実際、執行されてる状況ですから。先ほども私も、教育委員会には本当はもっと厳しく言いたかったけど、もう専決だもんで、それ以上は言っても意味がないのかなというところで、やめないかんわけですね。

どうもこう、例えば入札が終わった後の請負契約となると、絶対的に臨時議会で対応という形になるんですが、こういうところもやはり臨時議会で対応しないと、やはりそういう方向性は執行部のほうには、前にも結構私言ったことあるんですけど、やはり臨時議会、1回はちょっと私も結構前ですけど、4億円ものお金が専決処分とかあったときがありましたよね。これはということで私は一般質問まで取り上げたんですけど、やはり、例えばこの近辺、この日時するときには全協とかあつとうはずですよ。別に費用も要らずに臨時議会は十分対応できたわけなんですよ。

やはりこう、臨時議会、議会重視、両方とも全協では説明あつとる事項なんですけど、やはり、本会議を重視した議会ですよ。先ほど、議会軽視とかまで発言があつておりましたけど、やはりそこらへんの対応を、今後の対応を少しは改善されるのかどうか、総務課長に質問いたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 専決というルールが与えていただいておりますけど、議会軽視、全くそういう思いはございませんので、専決することに関しては、議長、副議長、議運の委員長に言いながらことを進めておるわけですが、ただ今のこの意見を踏まえすと、やはり一つ一つ、臨時議会を招集すべきか、議長・副議長・議運で取り計らいをしていただくように、今後は1件1件、委ねたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 議長とか副議長とか言われましたけど、実際こう、議会を開く暇がないときに執行部が提案するという内容ですね。専決は。これを戦後間もない21年かな22年ぐらいの法律で、要するに、当時まだ電話も車もないようなときに、議会はそう簡単に開けないというときの法律で、今はあまり専決処分はすべきではないという方向が国の中であるかと思うんですよ。

だから、私も詳しく覚えてないけど、そういう状況の中での専決処分、当時の戦後混乱の時期の仕方ない法律というふうに現法は解釈しているんじゃないかと思います。やはりなるべく専決じゃなくて議会ですね。この期日のころは全協あつとるですもんね。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 今後、そういう提案される内容について吟味しながら、臨時議会で対応するのか、それとも専決にするのか、十分議論をしながら臨時議会のほうで対応をなるべく、なるべくと言いますか、すべてにおいてとは申し上げられませんが、そのようにやってまいりたいと思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

4 番 古閑修一君

○4 番（古閑修一君） 今回の一般会計補正予算（第4号）の専決に関しまして、それ自体に関して、私、ないわけでございますけれども、ここで通信運搬費として50万と上げてございます。これ私自身も今回の選挙に関して、郵送に関して、入場券の配布がきてませんでした。そのこともあって、ほかの方々からもまた聞いたんですよ。そういったことで、今回の選挙に関して、そういった報告なり反省なり、そういう連絡があつてるのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 確かに古閑議員さんのおっしゃるとおり、何件か役場のほうにも「届いてない」ということで苦情の電話が入ってきております。それでちょっと、全入場券を発送、郵送という形にしてみました関係で、こちらとしては、もう全部名前等はチェックして郵便局に全部持っていったつもりなんですけど、ある所では違う家庭の方の分がぴたっとひつついてそのまま違う家に行っていたということの苦情も聞いたしですね、届いてないという所からも何件か苦情の電話がございました。今後ちょっと、この郵送の仕方、はがき、タイプをちょっと変えるかなということで、今回反省点として上げているところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

4 番 古閑修一君

○4 番（古閑修一君） 今回の選挙に関しましては、非常に期間も短かったというようなことで、選管のほうとしても役場としても、非常にバタバタされた点もあると思うんですよ。私の場合も実際、3日ぐらいしてから、隣の方から、今課長が言われたように、付いとったんだろうと思います。だから、おたくの家のがきてましたよって届けていただきました。「ああ、うちはもうきたんだけど、実はよそからそういう私も連絡があつてですね、きてないから役場のほうに連絡をしました」と。しましたところ、これは言い方ですよ、対応の仕方ですね。「なくても入場できますよ」というような言い方の対応があつたと。そういうことでは何なんだという、私にちょっとお叱りじゃないですけど、私のほうに連絡がありましたので、私はもちろん入場券がなくてもできることは知ってますけども、その対応の仕方がですね、やっぱりその点は気をつけてい

ただきたいと。そういう言い方したらですよ、入場券が要らない、何で郵送するんだという話になるんですよね。そういうことでしょう。郵送しなくても入場できるっていう。第一、そしてらもう郵送せんでもいいじゃないですか。そういう感覚にもとれますからですね、そういう対応について、今後やっぱりしっかり対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 確かにそういうこちらの対応がまずかったと思います。今後、そういう対応をしないように指導しておきます。御迷惑かけました。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 先ほど来出てますが、専決処分という問題で質問いたしますが、専決処分する場合には、これまでは、杉本議員がよく質疑されておりましたけれども、大体3月のぎりぎりいっぱい国会で法律が通ったときと、時間的な余裕がないというのが大体多かったんですよね。しかし、今回は臨時議会を開けるような余裕もあったと。先ほど答弁ありましたけれども。しかし、結果的には専決でその事務的な手数料、それから、機械購入という、こういったことで専決処分されたということですが、やっぱりこれが先ほどから出てますけれども、議会軽視の一環だと思うんですよね。町長も副町長も議員出身ですから、議会を尊重して、議会に提案しながら議論して進めていくと、これはやっぱり基本に進めていかないと、やっぱりだめだと思うんですね。専決処分するというのは、町長の特権で簡単にできますけれども、しかし、それは町民の意見、議員の意見を聞かないままに進めるということにもつながりますので、そういったことをやっぱり非民主的な運営というふうに感じますので、やっぱりきちっと臨時議会を開く、そして採択していくと、そういう道筋が私は大事だというふうに思います。そういう面で、先ほど答弁はありましたけれども、町長の答弁も再度お聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 先ほどお答えしたとおりでございます。今までの自分が議会経験しておる中でも、議長も経験させていただきました。よって、執行部からこの案件いかがでしょうかと、全く議長にも一言もなし、副議長にも一言もなくなされたってあれはございません。自分自身も内容次第では、やはり議長権限で「そうですね、じゃあこれは専決でいいんじゃないですか」というようなことで執行部にものを申し上げてきた経緯がございます。よって、そういう議員さん方に対しては、やはりそれが軽視だというふうに御判断いただく部分もあるかと思います。それぞれ思いが違いますので。すべて議員の方々、議会に申し上げながら、こういう案件が出ておりますと。いかがでしょうかということを踏まえながら、専決に関しては整えていきたいということでお答えを申し上げます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

承認第6号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、承認第6号は承認することに決定いたしました。

ここでしばらく休憩いたします。11時15分より会議を再開いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長(多賀勝丸君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議案第61号 和水町暴力団排除条例の一部改正について

○議長(多賀勝丸君) 日程第3、議案第61号「和水町暴力団排除条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第61号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第62号 和水町下水道条例の一部改正について

○議長(多賀勝丸君) 日程第4、議案第62号「和水町下水道条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第62号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第63号 和水町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（多賀勝丸君） 日程第5、議案第63号「和水町病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 10番です。ちょっとわからない点が2、3点ありますので質問させていただきます。

管理者を町長じゃなくて、今度は病院事業管理者の権限に事務を処理するという条例改正がありますので、そこらへんで、今まで町長たるものが予算の調整とかこれを執行する権限を有する、ですね。だから、自治体のほとんどのものは町長によって行われておりますが、そこらへんを新たに病院のほうに持っていくということです。これは別に賛成とか反対とかのあれではありません。

その契約について若干お伺いしたいんですよ。町長はありとあらゆる権限を有する、ですね。これを最初言っとかないと。で、この病院のほうにいくわけですけど、まずお伺いしたいのは、普通役場のほうでは、町長がもしも、すいません、変な言い方ですけど、亡くなったとか入院したときは、副町長の方が職務代理者という方向になります。病院のほうはその職務代理者たる者、どなたになるのか。その場合はその方の名前ではできませんので、代わりの職務代理者の方の公印が絶対必要となるわけなんですけど、そこらへんのところはどのようになっているのかまずお伺いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

町立病院事務長 池田宝生君

○町立病院事務長（池田宝生君） 杉本議員の質問にお答えいたします。

全適になりますと、事業管理者が町長から病院事業管理者に移るわけですが、ほとんどの権限が、これまでの町長権限が病院管理者の事業管理者のほうに移ります。そこで、契約等についてでございますけれども、行政のほうで行っている場合には、地方自治法施行令に沿って行うことになっておりまして、病院事業、企業会計の中でやっていく場合には、地方公営企業法施行令の中でそういった契約を行うということになります。

例えば、随契等の契約によりまして、金額の上限とか緊急性とか、そういったのが決められておりますので、そういった部分についてはこれまでと同様になると思いますが、契約者が事業管理者ということになるかと思います。

この場合、今お尋ねの、もしその事業管理者が不在の期間があった場合にどうなるかということでございますが、町の場合、職務代理者ということで副町長がなられますけれども、病院の場合、ちょっと明記された部分を確認しておりませんけれども、副院長のほうでその職務を代理するようになるのではないかと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 10番です。その場合は副院長ということを言われました。この場合、ちょっと心配なのは、先ほどすいません、専決とか「代りの代決」という言葉でよろしいかわかりませんが、備品購入とかの物品の購入とか契約の決定ですね、あくまで我が町のは私もよく知らないんですよ。ただ、国が言ってるのは、副市町長が購入予定額が1,000万超えるものできますよね。とか、課長が10万から300万程度は改正すればできるというのはあるんですけど、その副院長、どういう立場になるのかがちょっといまわかりませんので、そこらへんのと。

もう一つ、その方がもしも印鑑を押されて動かれた。もしもですよ、住民訴訟とか起こった場合は、でも実際は議会に提案するのは町長ですから、住民各位、住民訴訟とかなった場合は、その副院長になるのかな。それともやはり町長になるのかな、とかいう立場と。あとが、なら、病院長というのは、結局、課長級ですから、さっき言いました300万以内までは法的にはできないことはないという状況と、例えば、今度は自前でされる、自前っていうと変な言い方ですけど、資金前渡しの職員というのは、事務長を指すのかな。それとも、誰か知らないけど、任意の代理をつくるのかなとか、そこらへんのところは、任意の代理というか、その権限の委任ですよ。私もちょっといまわからないで質問しとるですから、その権限の委任というのは院長さんが副院長さんに、任意の代理とするのか。そのままきちんとした職務の代理者なのか。

それプラス、ちょっとさっき言いましたけど、この場合、町長は、これら进行处理する権限を完全に失うものなのか。そこらへんはいかがでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町立病院事務長 池田宝生君

○町立病院事務長（池田宝生君） 全適用されたということになりまして、あくまでも地方公共団体の補助機関ということで、町長が責任を持つことには変わりはありません。ただ、執行していく上で、事業管理者がうちの場合には病院長になるものと思いますけれども、そちらのほうに権限が移って、すべての契約事務につきましても、病院長、つまり病院事業管理者が契約をしていくということになるかと思います。

また、もし不在の場合に、その権限がどこまで、町の場合にもそうだと思いますが、副町長が職務代理者となった場合には、その権限は代理者に移るわけですから、病院で事業管理者に事故があった場合には、それが副院長のほうに移っていくものというふうに思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君）　ここらへんのところは、一回きちんと我々も勉強せんといかんかなと思うんですが、そこらへんで町長にちょっと、私もわからないまま質問するのでありますが、町長はこれらのすべての契約の締結権というのを失うということにはない。しかし、住民訴訟とかなった場合は、町長がその対象者というような気で理解しとるんですけど、町長、それで間違いないんでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君）　ただ今、杉本議員、いろんなこうした場合、仮定でお尋ねいただいておりますが、今回、全部適用、そういうふうに移行することに関しては、やはり今日、人口減少の中に、やはり外来入院患者、右肩下がり、少なくなっており、非常に今後厳しい方向に向いていく可能性がある、そうしたことで、やはり黄信号が灯らないうちに、早い時期に職員一体となった意識改革をもって、今日の医療、事務に、保険事務に携わっていただきたい、そういう思いの中で、今、改革プランに基づいて、また、それに代わる運営委員会の方々の意見も踏まえて進めておるわけでございます。

ただ今お尋ねの件に関して、町長からそういういろんな権限がいくわけですが、責任は私にある、そういう認識を持っております。そしてまた、ことあるときにはどうなるのかというお尋ねでございますが、そのことに関しては、多く先進事例がありますので、そうしたことに関しては、あつてはならないわけでございますけども、あつた場合においては、何らかの形で解決ができればものと認識・理解をいたしております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）　ほかに質疑ありませんか。

1番 蒲池恭一君

○1番（蒲池恭一君）　質問いたします。あのですね、一部適用から全適にいくための条例改正でございますけども、この前の一般質問の中で、委員長においては全適に関して決意をいただきました。小山議員でしたかね、質問の中で。

また、院長もさることながら、事務長の役割については、また必要不可欠だと私は思っております。そこで、事務長の心意気、並びに思いをもう一度聞いて、この本会議場で述べていただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町立病院事務長 池田宝生君

○町立病院事務長（池田宝生君）　蒲池議員の御質問にお答えしたいと思いますが、これまで私も病院のほうに移りまして9カ月でございますけれども、全適についての移行手続について勉強してきているところでございますが、まずは職員の意識改革が、病院を安定させた中で、地域住民の方の医療になっていくためには必要ではないかというふうに考えております。

9カ月なんですけれども、今後、私自身も病院事業管理者を中心とした中で、全適移行に向け

て全力を尽くしていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 異動から9カ月という中で、大変な取り組みだろうと思いますけども、何もしなければ全適にした意味はないと思っておりますし、そのように多分事務長も思われていると思います。大事な病院事業でございますので、ちょっと失礼ですけど、骨を埋めるつもりで一生懸命頑張っていたきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今回の提案で、病院の管理者が町長から病院の院長にということで、全部適用の方向に一部適用から条例上変化するということだと思いますが、幾つかお聞きをしますが、町が関与する部分ですね、今後。全適になった場合の、町がどういう形でどういうふうに関与するかということと、それから、今出ましたけれども、一般職員が今、町の職員が派遣されているような形になっていますが、これが引き続いてどういうふうに年度ごとに変化していくのか。何年後かに全部引き上げて、別な職員を、職員といいますか、新しい人を採用するという形になっていくのかと。これが2点目ですね。

それから、今回条例改正ということで、一部適用から全適にというふうになってますが、経営が、町長も話ありましたが、かなり厳しくなっているのは事実だと思うんですね。そういった中で、全部適用したのを今度は、厳しいからといって一部適用に戻すことが可能なかどうか。そういう方向もあるのかということも含めてちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

町立病院事務長 池田宝生君

○町立病院事務長（池田宝生君） 笹渕議員の質問にお答えしたいと思います。

まず第1点目の、これから、移行後の町の関与がどういうふうになっていくかということでございますけれども、これまでは、この改正の中にもありますように、町長が責任者ということで、いろんな報告事務につきましては、病院側が作成しなければならないということになっております。そのことが病院、全適移行後は、事業管理者が責任を持って町長に提出しなければならないということになります。

そういった中で、予算等につきましても、病院独自の予算を編成するわけでございますけれども、その承認につきましても、町長に提出しましたものを、予算書を議会で承認をいただき、それを執行していくということになるかと思っておりますので、予算面を、また、病院の決算等につきましても、町長に提出したものを町長のほうから議会のほうでの承認をお願いするということになるかと思っておりますので、そういった部分につきましては、同じものになるかというふうに思います。

次に、2番目の質問ですけれども、職員の配置ということでございますが、現在、事務職員は町側から5名ほど配置されております。こういった中で、今現在は地方公営企業法の一部適用ということから、給与とか人事、会計事務あたりにつきましては、町の総務課のほうでの、総務課

会計のほうでの業務をしていただいた中で、その差引等の部分を病院側でしているということでございます。そういった部分を、全部適用移行後に職員で行うということになりますと、事務系の職員ももちろん不足いたします。そのために、今後、全適移行後、一応予定としては25年の4月からということで目標を持っているわけでございますけれども、そういったすべての事務が一度に移るということは、かなり無理を生じるものと思います。

そこで、26年には企業会計の会計事務も移行するということになっておりますので、そういった部分も加えまして、できるならば事務に慣れた職員の配置をお願いしたいということで考えているところでございますけれども、移行後は医療事務の専門職あたりを独自に採用しながら、何年かかけた中で、3年とか5年の単位になるかもしれませんが、そういった中で徐々に町の事務職員は引き上げるということになるかと思います。

ただ、病院事業といいますのは、先ほども言いましたけれども、公営事業ということで、町の福祉行政の一つであります。そういったことを考えますと、完全に事務系の職員が引き上げるということは、町行政とのつながりを損なう部分も出てくるかと思いますが、周辺の病院、全適移行した病院の状況を見た中でも、完全に引き上げるというふうな考えはないものと思います。

現在、私も考えている中では、そういった方向で事務職員の配置はしていきたいというふうに思います。

それと、経営が厳しい場合に、3番目の全部適用から一部適用にまた戻すというふうなことを、今御質問ございましたけれども、当初から経営が厳しくなるということで、そうしたことを考えるよりも、全部適用に移行するということ自体、独立した中で病院事業が経営できるような方向を目指しておりますので、現在のところで戻すというふうなことで考えることはいかなものかというふうに思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 今回の提案は、全適ということで、権限を町長から病院の院長に移行ということで、これはもう時代の趨勢でございます。私も厚生常任委員会に所属しまして、だいぶ勉強いたしましたが、これはもう時代の趨勢、流れ、特に国あたりも広域病院あたりは特にそういう権限の移譲をしなければやっていけないというふうな資料もあるかと思います。

やっぱり町長さんが病院までも手を伸ばして、そこまでの経営はなかなか無理と。今の時代、やっぱり専門員を置かんといかんということで、近隣の町村も広域病院も、うちの病院はもうこの近辺では最後の病院でございます。遅きを失したというような私は思いでございます。

そういうことで、この改革については大変事務長頑張っておりますが、やはり、職員の人、事務長だけではわかりませんので、職員の人に啓発、儲かったときはひとつボーナスば、今までよりも本当にやるぞというような気合で取り組んでいただきたいと。

これはもう給与も病院のほうで別に改定はできるわけですので、荒尾の病院あたりに聞いてみますと、当初は10%カットしたという話を聞いております。そして、医者についてはノルマがあるとか、そういう厳しい環境でやっぱり皆さん頑張るという意識の改革があつとるようでござい

ますので、事務長におかれては、そこらへんの医者、現場で働く職員、そこらへんのことを十分配慮していただいて、この全適になることを職員とも話すということでおられましたので、そこらへんがどこまで進んでいるのか。そして、職員の理解を十分いただいて、この全適を、先ほどから何度も言いますように、軌道に乗せていただきたい。

我が町には1万ちょっとぐらいですが、そこで町立病院の経営ということは大変なことでございます。そういうことで、ひとつ全適にするのは改革、何度も言いますが改革です。先ほど、蒲池議員がありましたように、事務長は先頭に立って、病院長と先頭に立って、ひとつこの改革を、いっぺんに黒字とは言いませんが、職員の人にボーナスが多く出るぐらいの気持ちで取り組んでいただきたい、このように思います。

私が事務長の答弁を求めるのは、職員への周知徹底、そこらへんの理解をどのように進んでいるのか答弁をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

町立病院事務長 池田宝生君

○町立病院事務長（池田宝生君） 杉村議員の御質問にお答えします。

一応、これまでの全適に移るためのスケジュールを11月の全協あたりでも御説明したところでございますけれども、その後、11月の27、28に全職員に対して全適移行についてということで、職員に対する「全適移行に関するQ&A」等の文書を配布しながら説明したところでございます。

その中で、今、杉村議員言われますように、経営を黒字化して、特別ボーナスでも出すようなというふうな意気込みでやってほしいということでございますけれども、病院長自身も給与を引き下げるといふような思いは持っておりませんで、現在の給与は確保しながら、よりよい方向に目指していきたいということで頑張っていきたいというふうに思います。

職員の理解も、これまで改革プランが平成21年の3月に出ておりますけれども、それ以降、徐々に出てきているものというふうに思います。私が病院のほうにきました4月当初から「全適」という言葉は職員のほうからも聞こえてまいりましたし、そういった中で、職員さんも理解しているものというふうに思います。

現状の町立病院の状況を見ますと、毎年毎年、患者数が減少しているといった状況がございます。うちの病院長がいます中に、私たち自身が、そして家族が、この町立病院に行きたいというふうな病院にならないといけないということでいつも言っておりますけれども、まず職員一人が自分の家族を病院に、自分たちが安心して自分の病院に通えるというふうな思いになるように、頑張っていかなければならないというふうに思います。

そういった中で、議員さん方につきましても、本人さんはもちろん、家族の皆様にも、是非町立病院のほうにかかっていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いします。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 2番豊後でございます。

今、事務長からいろいろお聞きをしましたけれども、私は前回の全協の中でも、強いて言えばこの案については、私はもうちょっと考えるべきじゃないかなということも申し上げました。インターネットで調べてみますと、全適についてのインターネットを見ますと、非常にメリットよりもデメリットのほうが数段、倍ぐらいあるわけですよ。そのへんまで私は前回も申し上げましたけれども、一つ一つやはりデメリットの部分をメリットに変えるような、そういった協議がなされたのか。また、もしくは職員との三六協定というふうなことを言ってましたけれども、今は労使協定、そういった中で、職員のほうからそうやって意見が何か出たんじゃないかなという気がします。

それと、いいからそれいけどんどんみたいなことで、今どなたもおっしゃっておりますけれども、もうちょっとやはり、25年の4月という、ちょっと時期的に早いんじゃないかなという気がしますし。

それと、じゃあ全適したから職員の質が向上したというのは、私はどうもそのへんがあやふやじゃないかなという気がします。今の段階で職員とのそういった情操教育ですね、それがなかったから、今度は全適だからそういう教育もしていきますよと。じゃあ、職員にノルマをかけます。先生にノルマをかけます。それが本当にいいものなのか。ノルマがかかった、非常に自分も厳しいとなったときに、本当に心のケアまでできるような体制ができるのかということも一つあります。

それと、先生が管理者になったと。じゃあ、先生は何のために病院のほうにきていただいとるのかと。それはあくまでも患者さんを診療するのが目的じゃないかなというふうに思います。経営手腕は確かにちゃんとした事務局があればそれなりにやっていけると思うんですが、今までもその中には院長さんの権限はかなりあったというふうに思います。私はもうちょっとそのへんを、他県・他町がそういう方向でいってるから、遅きにあらずじゃないですけども、もう一回再度協議をしながら進めていくべきじゃないかなというふうに、私の個人的な意見でございますので、それに反論があれば答弁をしていただきたいというふうに思います。

そのような理由から、私はこの件につきましては、反対という立場をとらせていただきます。

○議長（多賀勝丸君）

町立病院事務長 池田宝生君

○町立病院事務長（池田宝生君） メリット・デメリットの部分についてですけども、城北地区が五つの病院ということで、荒尾の市立病院、それから玉名の公立玉名ですね、それからうちの和水町立、山鹿の医療センター、それと、現在熊本市ですけども、植木町立病院というのが城北地区の公立病院ということで、協議会が毎年なされております。そういった中で、今年度、私も当初行ったときだったんですけども、6月だったですかね、今年度は町立病院が受け持ちというふうな中で、そういった協議会を行いました。そういった中で、全適移行というふうなことでの御質問等も出した中で、その議題は院長を中心に協議されたものだったんですけども、今申しました病院につきましては、院長が事業管理者として責任を持ってやられているというところですよ。

そういった中での話を聞いてみますと、ほとんどデメリットというところの話はありませんで、権限が移ることによって、組織の改革とか職員の身分とか、そういった部分を責任を持った中でやれるというふうなことで、より新しい方向に病院を導くことができるということで、メリットの部分しか聞いてないというふうな、極端に言うんですけども、そういった報告もなされておりました。

そういった中で、これまでの一部適用の中で、もちろん職員の接遇面の研修とかそういったものを加えてやる部分は当然できるわけですが、これを多くの、これまで町長にあった権限を病院事業者、病院長に移すことによって、そういった即時にそういったことができるということになると思っております。そういった中で、全適移行にやっていきたいということで考えているところです。

それから、労使協定ということで話が出てくるんじゃないかということですが、これまで病院には 職員互助会というふうな組織で、病院長から臨時、非常勤の職員さん、すべてが加入した互助会がございました。私たち自身はこれまで行政のほうに入ってきた中で、自治労という組織の中に入って、職員団体という中でいろんな組合活動もしてきたわけですが、これまでやった病院というのは互助会ということで、そういった活動がなされておらず、そういった労働条件の面とか、そういった面で直接話し合いもなされてなかったように思います。

今度、全適に移行するというふうな中で、病院の職員、正職員は自治労のほうに加盟しております。先日ですかね、まだ報告は受けておりませんが、設立の総会というのもされておりまして、そういった中で、労働者側としてのいろいろな意見も今後要望等が出てくるものと思いますけれども、今度、公営企業ということになりますと、現在、行政職員が持っております組合としての、職員は要望とかそういったことまでしかできませんけれども、今度、労働組合ということで、より法律で認められた権利も出てきます。そういった中で全適に移行するためには、この労働協約書も結ぶということも一つの前提条件として上げられますし、今後そういった給与面等の部分とか労働条件の部分については、この協約書に基づいて協議をしながら、お互いの理解の中でやっていきたいというふうに考えておりますので、その部分はこれまで組合としての団体がなかった状態よりはよくなってくるんじゃないかというふうに思います。

それから、病院長の経営者としての手腕というか、そういったことが一番経営がどうなのかということで、病院長は医療に携わる専門職と。経営はほかの方でもというふうな、ほかの者でもできるということというお考えだと思いますけれども、病院長自身が医療に従事しながら、よりよい患者様に対する医療行為をしていく中で、メリットのあるような経営の方法を考えていくことができるならば、病院長と事業管理者としての全責任者とを兼ねることもよい方法ではないかというふうに思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

2 番 豊後 力君

○2 番（豊後 力君） 確かに事務長が説明の中では私も納得はしますが、まだ何もかも、地方の言葉で言うといかんけども、いっぺんたくりんですというのが、どうも私は腑に落ちな

い部分があるんですよ。

確かにいろんな公立病院、そういった所の全適用をいろんな協議の中で見てこられたと思うけども、とにかく当初から言ってるのは、今の診療科だけで本当に全適をしたときに患者さんが増えるのか。ただ、病院の対応がいいから増えると。じゃなくて、先生の実力も重大な位置づけになるというふうに私は思います。

その中で、じゃあ全適したときに、院長自らスタッフを集めて、そういったことも簡単にできるというふうに思います。ただ、先ほどから言うのが、じゃあ今まで一生懸命職員の方々がやってこられて、これがいかなかったのかなと。私はそういう思いも一つあります。ですから、全適にしたからすべてがよくなります、もうこんなにいい結果が出ました。それはもう幸いなことだろうというふうに思いますけれども、やっぱりまだ末端まで本当の周知徹底がなされてないんじゃないかなという気がしたんで、25年の4月というのはちょっと早いかなという気もいたしますし、また、ここに幹部の皆さん方がいらっしゃいますけれども、ことにあたるのに対して、先ほど、マニュアル的なことを配布したということで、じゃあ逆に、社会教育課長にどうですかと聞いたときに、きちっと答えられるか。そのへんまでぐらいが、やっぱり幹部の方々は常にそういったことを視野に入れながら、誰が聞いても即答ができるようなことの勉強会あたりはしとかなないと、「あの課のことだからおれは知らん」とか、JAの場合はほとんどすべてのところに長けとかなないと、組合員から相当なお叱りも受けます。これは役場の職員の皆さん方も一緒だというふうに思います。町民から聞かれたときに、「わー、ちょっとそれは担当に聞いてください。わかりません」と、そういうことじゃ、私は非常にいけんというふうに思います。そのへんをことごとく言っても始まりませんので、全適に移行する部分については、私もそれなりの気持ちを持っていますけれども、まだ時期が早いということも踏まえて申し上げました。以上です。答弁よろしいです。

○議長（多賀勝丸君） 答弁いいですか。

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今、豊後議員から全適に関して御心配のお話を伺っております。答弁は要らんということですが、ちょっと私のほうも一言お願いをさせていただきたいと思います。

全適にすることによって、お互い近隣の病院も、すべてそういう状況になっておりますので、同じ目線、同じ立場で、広域的に病院同士の連携、そういうこともできるわけでございます。これ、全適が最終的な目的とは思っておりません。これはやはり、今日、長い町立病院として、菊水町立病院、そして今、合併して和水町立病院として、今、三加和地域の方々、医療圏は鹿本でありますけれども、少しずつでもあります、理解を深めていただいて、やはり、自分たちの病院として安心、そうしたものを持っていただいております、そういうふうにありますので、これは一つの手段、やはり、先にはまた、どうしてもいかんということであれば民間委託、それでもいかならば売却、いろんな方法がありますが、やはり町民の立場からしたら、いつでも24時間、いつでも電話して「今日の業務終わりました」ということじゃなくて、何らかの形で対応してくれる、本当にありがたい町立、自分たちの病院でございますので、どうぞひとつこのことに関して

は、院長、以前、今日も来て、しっかりとその熱意を述べればよかったんですけども、今日は来ておりません。冒頭、以前、全適に関しての思いはしっかり皆さん方に述べたところでございますし、今、事務長もしっかりと院長と一緒に、一体となって、このことに関して「ああよかったな」と思っただけの努力をいたしております。その熱意を御理解いただいて、この一部改正に関しては、全議員の御理解をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 大変いろいろ意見が出ましたが、先ほど私が言いましたのは、いけいけどんどんじゃなくて、ノーマルなことも言いました。これは私の説明がたっていません。例えばですよ、1,000万の給料に本当にそぎゃん忙しか患者さんが来られるならば、その報酬に見合った分をやるというようなことでのノルマという説明を受けてきました。それから、私は議会代表としまして、蒲池議員、笹渕議員、病院の運営委員に出ておりますが、その運営委員さん方にも詳しく池田事務長から説明がございまして、この前全協でも言ったかと思いますが、もう皆さん「ああ、やっぱり見たところじゃ本当によかっですな」という意見を集約をできております。1人も反対はございませんでした。

そういうことでございますので、厚生常任委員会も池田事務長、来て説明をせやんぞって、手順を踏んで進められております。厚生常任委員さんも恐らく御理解をさせていただいているかと思えます。そういったこの前言いましたように、近隣の病院、荒尾、山鹿公立病院、行ってみますと、サービスが全然なったということで、違っております。あいさつができます。玉名病院に行きますと車椅子を持ってくる人が来られます。

そういうことで、なんば言うじゃないたい当たり前のことが言うとなつた、私が知った範囲内で皆さん理解してもらいたかもん。そういうことでございますので、町長もそこで腹を決められて、そういうことで今お願いもされましたので、一生懸命頑張っていたきたいと、このような意見を表明しておきます。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） これで3回目ですかね。

○議長（多賀勝丸君） いや、もう1回でいいです。さっきのは切れてます。

○2番（豊後 力君） 先ほど、町長のほうから答弁要らないと言いましたけれども、熱意を持って質疑もありました。私もいろんな病院、父があちこち行きますもんですから、特に町立病院はほとんど行ってます。たまにあちこち行きますと、確かに今おっしゃったように、非常に接客マナーといいますか、このへんはだいぶ変わったなというふうな思いもしますし、また、山鹿の病院は、病院自体も改装されてとてもきれいになっておりました。ですから、逆に言えば、これでまた職員の意識が変わって、そういったサービスができるんだなというふうな思いもしましたけれども、やっぱり事にあたるには、確かに近隣を調べてきて、そういう流れの中で遅れをとっ

ちやいかんという思いは多分あると思います。

ただ、私が言いたいのは、もう少しやっぱりじっくりと時間をかけながら、いろんなものを、事案を取り上げながら進めていくというのは、私はベストじゃないかなというふうな思いをしましたもんですから、先ほどは反対の意見を申し上げましたけども、やっぱりこれは時代の流れもそういうふうに向いたのかなという認識を、再認識をしました。一生懸命新たに病院長、事務長になられた方々は、それなりの指導を徹底してやっていただくことを念頭をお願いをして質問を終わります。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今回、事務長が新しく行かれて、そして、21年度に改革プランができて、それで25年度には全適に移行すると、こういう計画のもとで進められてきたと。しかし、この議論が始まったのが、大体夏ごろからだったというふうに思いますが、そういう面では非常に短い期間での来年4月からの全適に移行するということになってます。病院長も和水町立病院に来られて2年目です。事務長も1年目ですし、そういう面では、病院経営そのものに、和水町の病院経営そのものにどういう方向で切り開けば経営が向上できるのかなというのは、まだ定かになってないんじゃないかなというふうに思います。

杉村議員からありましたが、荒尾市民病院、また、山鹿市民病院、今は名前変わってますが、ここでは大体、科目が、医師の数も、科も多いんですね。これで経営を改革するということでは、ある程度成功している部分もあるかというふうに思います。

山鹿市立病院でも、先日行ったんですが、バリアフリーで改築されてて、車椅子でも段差がなくいろんな所に、病室にも入っていけると。そういうことがきちっと改善されております。しかし、和水町の場合、先日行きましたけれども、個室の場合、まだトイレとお風呂がある部屋がありますが、ここでは段差がありまして、足の不自由な、体の不自由な方が、そのトイレやお風呂に入れないという状況もあるんですね。

こういった状況のもとで、まだ改善しなければならない部分というのはたくさんあるかというふうに思います。それは、恐らく働いている看護師さんとか、事務所の方も、事務室で働いている方も、幾つか感じられていることもあるんじゃないかと思いますけれども、そういったものが表に出てこないというのが非常に、事務長としてはつかんでおられることも多々あるかと思えますけれども、議会にもあまりそういう表面的なものが出てこないで、非常にそういったものが果たしてどうなっていくのかなという心配もあるんですね。

先ほど、労働組合の話がありましたけれども、労働組合でもきちっと荒尾の場合、労働組合をつくって、管理者ときちっと交渉していくと、こういうことが前提として全適の場合はあるということでした。しかし、先ほど言われましたように、本当の労働組合はないと。和水町の場合ね、これまで。そして、職員組合も、今まで入ったことがないんじゃないかと。正式な町の自治労には入っていないことですので、その労働組合そのものを、働く権利とかそういったものをきちっと考えてない、確立されてない部分での働いている人が多いというふうに感じます。

そういう面で、今果たしてやった場合、いろんな面も含めて言いましたけれども、果たしてこれでやっていって、経営が向上するのかなということもちょっと疑問視されるんですね。そういった面で私も、時期尚早かなという感じもします。もう一年、じっくりと練りながら、院長先生ともきちっと話をしてやっていくことが、何か必要じゃないかなというふうに感じております。そういう面ではちょっと保留という態度をとらせていただきたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第63号について、原案のとおりと決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午後0時08分

再開 午後1時30分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議題に入ります前に、午前中に教育委員会への質問で答弁ができておりませんでしたので、教育課長の答弁を求めます。

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 午前中の議員の御質問に十分資料をそろえてなくて答弁できなかったことを深く反省をいたしております。昼休みに整理ができましたので概要をお知らせしたいというふうに思います。

まず、9月からの活用が始まったわけですが、これまで生徒全員での講話を1回、保護者全員の講話も1回、職員全部の講話も1回、それぞれ全体を行っております。なお、個人的なカウンセリングの様子でございますが、個人的には、まず陸上部、この陸上部の子どもは全員、一人一人カウンセリングを受けております。そのほかにつきましては、担任の勧めとか本人の希望ということでカウンセリングを受けております。一番多く受けておりますのは、9月から12月まで、現在まででございますが、3回受けている子が2人ほどおります。

この効果でございますが、全体的な効果の御報告申し上げますと、9月前までは保護者からも若干学校のほうへ、子どもの心配等での相談とかお電話があつたという事実があるわけござ

いますが、カウンセラー事業が始まってからは、この件につきましての相談はないというふうに受けております。

また、子どもの生活の様子、やはり、7月にことが始まったわけですが、9月まではやや落ち着きがないというのが非常に多かったわけですが、非常に落ち着いた学校生活が送れていると。

先生方の具体的な感想でございますが、今まで話があまりできなかった子どもが、カウンセラーと直々に話したために気持ちがいすっきりしたという子どもがいる、という声を出す子どももいます。また、カウンセラーを通して、カウンセラーだけでなく、通院といいますか、病院のほうにも行ったほうが良いというようなカウンセラーからのアドバイスがあった場合も、保護者も非常に素直にその診断を受けると。そういうことを考えまして、確実に現在、カウンセリング事業のおかげで、子どもの生活は落ち着いていると。また、先生方、保護者も落ち着いているということを報告させていただきたい。

今の計画では、3月までこの事業計画をさせていただいているわけですが、その後については、子どもの様子、先生方との相談、また、カウンセラーとの相談等を通して、次年度については考えていきたい。

なお、詳細につきましては、課長のほうから報告させていただきます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） 先ほどは答弁ができませんで大変申し訳ございませんでした。

では、具体的に日程等、回数等につきまして御報告を申し上げたいと思います。

まず、カウンセリング事業の実施計画でございますけども、中学校から生徒へのカウンセリングが必要ということでございましたので、8月の24日だと思いますけれども、教育事務所からスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといいますか、それと、いじめ・不登校アドバイザーという3名を派遣していただきまして、中学校のほうで、これからのカウンセリングはどうするかということを話し合ったところでございます。

その中で、学校のほうからカウンセリングの要望として、生徒・教師・保護者への心のケアが必要だと。そういうのをしてほしいという要望。それと、いろいろな角度から教師へ、教師というのは、生徒が話しやすい先生はどうあるとか、生徒の心の状態を見極める能力の向上と、そういった部分の研修をしてほしいということの要望がございましたので、先生方とソーシャルワーカーの先生方、スクールカウンセラーの先生方と話をする中で、まず生徒の心理状態を把握する必要があるということでございましたので、8月の31日でございますけども、スクールカウンセラーの先生が作りましたそのアンケートを、担任を通じて生徒に説明して、9月4日、その回答をしなさいということで、生徒の心理状態の調査をしたところでございます。

その結果をカウンセラーの先生で分析されて、早急な対応が必要だということをお聞きしましたので、とにかく学校教育のほう予算ございません関係もございまして、県の予算も早急にすぐ明日からあさってからというふうな派遣事業もできないということでございましたので、とりあ

えず町の予算をお願いしたいということで、健康福祉課にちょうど自殺対策費ということを組み込んでございましたので、それを活用しようということで、福祉課をお願いし、健康福祉課をお願いして、9月の12日から実際のカウンセリングを始めたところでございます。

その状態を分析して、今後、カウンセリングはいつやっというか、どのような形でやっというかというお話をする中で、まず、毎週水曜日を固定日として、午後の1時から4時ぐらいまでをやっというということで、3月まではどうしても必要ということで、その計画で進めております。

それと、週に1回でちょっと、早急にする必要もございましたので、今度、保護者あたりへの対応ということで、県のカウンセリング派遣事業ということがございましたので、それを木曜日に、不定期でございすけれども、要望に応じて木曜日に実施するということで計画を立てて現在進めておるところでございます。そのカウンセリングの結果といいますのは、先ほど教育長が申しましたように、一定の成果を上げている状況でございます。

それで、来年新年度予算につきましても、先生方からお聞きしますと、どうしてもカウンセリング事業は必要だということでございすので、新年度予算では新たに学校教育と健康福祉課と相談をしながら、費用の計上を図ってまいりたいというふうに考えております。

それともう1点、スクールカウンセラー事業、県の事業はどういうふうになったかという関係ございましたので、予算の獲得といいますか、予算をどういうふうに持っというかなということでお話をする、計画する中で、どうしても9月の12日という早い段階でございましたので、とにかく早急に対応する必要があるということで、健康福祉課の自殺対策費をどうにか充てたいということで、とにかく動きたいということで、急々をお願いしたところでございます。

その費用を使いながら、その次の手立てを考えようということでございまして、12月に教育委員会のほうで補正予算を組もうかなという話も考えておりましたけれども、どうしても健康福祉課の予算も限りございまして、どうも9月か10月ぐらいまでしか予算がありませんということでございましたので、その部分で専決をしたということでございます。

費用的にも、予算科目が謝礼金でございまして、予備費からの流用というのはちょっとおかしいということもありまして、専決処分ということで進めてきたところでございます。

それと、教育事務所からのソーシャルスクールカウンセラーの活用でございすけれども、先ほど言いましたように、どうしても水曜日は固定として配置はできないという話もちょっとありましたので、それで木曜日の不定期といいますか、要望に応じた配置ということで対応していこうということで、固定するために町の予算で水曜日に実施したいということで、健康福祉課とお話をし、これまでどおり、健康福祉課の予算であった分をそのまま補正をして使わせていただくというふうになったところでございます。また、財源的にも非常に有利なこともございましたものですから、それをお願いしたところでございます。以上でございます。

日程第6 議案第64号 平成24年度和水町一般会計補正予算（第5号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第6、議案第64号「平成24年度和水町一般会計補正予算（第5

号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） それでは質問いたします。ページ9 ページ、歳入、5 の商工費の県補助金、これは緊急雇用創出事業補助金460万9,000円と、それから、ページ14ページ、商工費の観光費ですか、これは513万8,000円が計上してありますが、この事業の中身は、今後総合的な観光事業、つまりグリーンツーリズムを推進するための予算として計上してあるようでございますが、歳入のこの緊急雇用創出事業補助金というのは、これが最後となるのかどうか、1 点確認いたします。

それから、歳出関連では、賃金や謝礼、費用弁償等が主な経費として計上されておりますが、事業の中身がちょっと見えてきませんので、その事業の中身はどのようになっているのか、以上の2 点について伺いたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 小山議員の御質問ですけれども、最初にこの緊急雇用創出の事業補助金の補助金については最後かという御質問でございますけれども、これにつきましては、今回、計上させておりますのは、緊急的に今度、事業の申請要望があったわけございまして、今後、これがどうなるのかというのはまだわからない状態でございます。

それから、事業の中身ですけれども、先ほど小山議員が言われましたとおり、グリーンツーリズムの推進事業ということで、内容につきましては、今年事業を行いましたやつと変わりはございませんけれども、今日は内容といたしましては、25年の3 月に2 名ほどの臨時職員を採用しまして、25年度までの1 年間にわたり、町内での体験、交流型のイベントの実施、県内外で開催される物産展などの体験参加型の観光交流体験の実施、それと、和水グリーンツーリズム推進協議会の設立と、それと実践者育成などを行うように考えております。

目的といたしまして、グリーンツーリズムに関する地域のリーダー育成や、交流事業の受け皿づくりを進めまして、体験交流事業を和水町の新たな観光スタイルと位置づけまして、地域産業の活性化の新たな柱といたしまして、和水型グリーンツーリズムの確立を図るものでございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

7 番 小山 暁君

○7 番（小山 暁君） ただ今の説明でよく理解できました。

関連して質問しますが、今、課長の話では、グリーンツーリズムの推進組織を立ち上げたということでございますが、結局このグリーンツーリズムを推進していくためには、今、話が出ましたように、推進組織を確立することが私は先決だと思います。それで、現在その設立をされたと言われましたけれども、この後の推進組織は、3 月までに開かれるのかどうか、これが1 点。それから、今後の和水町のグリーンツーリズム運動の方針計画はどうなっているのか、以上お尋ね

いたします。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） グリーンツーリズムの推進協議会ですけれども、また3月以内にはもう一回開催したいと考えております。

それから、方針ですけども、先ほど言いましたとおり、地域のリーダー等の育成とか、新たな観光づくりのスタイルなど、皆さん方と話し合いながら考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今の答弁でちょっとわからないところもございましたけれども、組織、推進協議会は立ち上げたけれども、町としての基本的なですよ、このグリーンツーリズムに対する方針、そして、今後の具体的にはどういうふうに進めていこうとしておられるのか、そのへんがちょっと見えてきませんが、もう一回答弁をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 基本方針でございますけれども、推進委員会を立ち上げまして、その推進委員さんの意見並びに内容をお聞きしまして、今後の町として、どう今後グリーンツーリズムをやっていくかという、その中でもまた話し合いながら、今後、考えていきたいと考えております。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 推進委員さん方の意見を聞くことは非常に大事なことですから、当然のことだろうと思いますが、やっぱりそれと同時に、町としての基本的なスタンスを、方針をやっぱり持って臨まないと、これは結局、大事なことは事業になっていくわけですね。だから、その根本のところをおさえてかからんとですね、私は立ち消えになる可能性があると思います。だから今、その基本的な方針・計画がどうなっているかということを聞いたわけです。

だから、町としての基本指針は何なのか。これをやっぱりスパッと出してもらわんと、この事業は有名無実になるかもしれませんので、そのへんを確認いたします。もういっぺんお願いいたします。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） グリーンツーリズム事業、この事業というのは、非常に幅広く奥深いものがございます。よって、緊急事業を通してこれを継続、生かしていくべきことであろうというふうに認識いたしております。ですから、今日、和水町として今取り組んでいるもの、そしてまた、先進地事例のことを見極めながら、今後いかに和水町として取り組むべきか、どういうふう

な方向でいくべきか、再度、担当のほうにしっかりと取り組まさせていただきますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 今からまた、町長が言われましたとおり、これにつきましても今からしっかり目標立てまして頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 1 番蒲池です。11ページの6 目企画費の中で、地方バス路線維持補助金ですかね、74万6,000円とありますが、これ今、全体で幾らになるのか。また、財源はどのようなになっているのかお聞きしたいと思います。

それと、その下の太陽光発電設備補助金の中で120万計上されておりますけれども、これは追加補正だと思いますけれども、今後の補正分も考えられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） まず、地方バスの補助金ですけれども、74万7,000円を補正しまして、当初と合わせまして、この確定額が3,055万円になります。これは一般財源です。

それから、第2点目の太陽光発電のほうですけども、120万ということで、10件分ということで、今年度としてはもうこれが最後の補正ということとしております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 3,055万円が一般財源から出てるということですけど、バス運営協議会でしたかね、協議会がありますけど、そのへんの考えはどのようなになってるかお聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 8月ごろでしたか、いっぺん第1回のその協議会を開きまして、また、明けてからバス業者からいろんな指導をいただきまして、また開くことにしておりますけれども、いずれにいたしましても、我が町を8路線走っておりますが、一般質問の中でもございましたけれども、玉名から我が町通って山鹿とか、あるいは南関から和水町を通って熊本とかというようなことで、うちでやめるとかそういうことがなかなか難しい状態にございます。

そういったふうな中で、いわゆるバスの時間とか便数の見直しとか、そういった中で経費節減に詰めていかざるを得ないというふうなことを考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） そのへんですね、便数を減らすとか考えていかれるかと思います。

また、続きまして、14ページの9目土地改良事業費の中で、和水東部地区県営事業負担金の1,000万、また、並びにその下の和水西部地区県営事業負担金の200万、それについては、その東部地区の今後の、今年度中にその事業が始まるのか、また、西部地区は今年度の当初からどういう地域を今、この2,000万に関して、200万ということは、多分10分の1の負担金だと思いますので、多分2,000万だと思います。1億と2,000万ですね、それはどのようなところでされていくか、お聞きしたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） 蒲池議員の御質問に対してお答えいたします。

まず和水東部ですけど、これは事業費が1億円の10%ということで1,000万今回計上しております。今、実際工事もやっているわけですけど、これは24年度予算でやっているということで、今度25年度の、多分これは繰越事業になると思います。今から発注して、工事を田植えまでじゃちょっと無理だと思いますので、そのへんを考えています。

今、すべての工区の地形測量、それから、上板楠工区と岡工区の換地業務については、今現在行っております。それを受けて、25年にもう工事を、稲を取り上げた後にすぐできるように、この予算で繰り越してからやっていくという形になると思います。これはあくまでも県のほうの事業ですので、どこをやるとかそういうことは言えませんので、そういうことでお願いしたいと思います。

西部については、現在、工事も全部やっておりますので、これも基本的に25年度繰越事業になるかと思っています。ただ、これも事業の進捗次第でこの予算を使う形にもなるかとは思いますが、それもさっき申し上げましたとおり、県のほうの裁量ということで、具体的なことは言えないということでお願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

1 番 蒲池恭一君

○1 番（蒲池恭一君） 今お聞きしますと、東部地区が繰越金になるような感じの説明だったと思いますが、ということですね、来年度は追加は1億しかいかんということなんですかね。

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） いけないということはちょっとわからないんですけど、一応、こちらはこちらで要求はしていきますので、できるだけ早めに予算が付くように、町としては要望したいと思っております。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

2 番 豊後 力君

○2 番（豊後 力君） 2番豊後です。ちょっと2点ほどお伺いをしたいと思います。

まず1点目が11ページの企画費の中の、今の蒲池議員からありましたけれども、太陽光の設備の補助金の件でちょっとお伺いをしたいと思います。

まず1点は、先ほど、これは追加予算ということでできておりますので私も安心したところで、先日、太陽光のシステム関係の書類を企画のほうからいただきまして、これに基づいて、せっかくの機会ですので、まず24年度で何件の申込みがあつて、この実績がどのくらいあるかということをお聞きしたいと思いますし、また、この中で、これはもう補助金ですから、逆に言えば実績報告等もやっぱり出さないかんのかなかろうかと私は思います。私も10年前、太陽光を設置したときは、国のほうに実績報告を毎月毎月出すような仕組みになっておりました。これもやっぱり補助金として、いかにクリーンエネルギーがどれだけその地域に貢献してるのかということも、やはり企画課としてはそのへんは調べておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

やっぱり原子力がストップとし代替えのエネルギーとしては、やはり一番手近な太陽光エネルギー、ソーラーシステムなんですが、これもやっぱり今後ますます普及していきたくらいだと思います。その中で、今年度は追加予算でこれで終わりですが、今後ともこの事業についてはやってくれるのか、これはもう町長のほうにお願いをしたいと思いますけれども、まず2点をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） まず、今年度が何件かというようなことでございますけれども、当初予算で40件組まさせていただいておりました。したがって、この10件を御承認いただきますと、今年度では50件の枠ということになっております。

なお、40件の枠につきましては、もう申込みが10月の19日時点で大体枠が完了しております。

それから、実績報告ですけども、いわゆる国・県のほうは別にそういう設置者が業者等の指導を受けながらやられますが、町への実績報告も申込みして施工して、その後に実績報告をもらうと。その後補助金を交付するというので、事業実績については報告をいただいております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 今年度の実績について、担当が答えたところでございますが、次年度からどうするかということでございますが、このことに関しては、担当が協議して、こういうふうに予算要求したいということを出てくるかと思いますが、現時点では今年度同様、40基、そして、そういう申込みが多い場合においては、今回は途中で9月で終わってるのかな、途中もうないというような状況でございますので、そういう状況がないように、今年のような状況であるならば、9月事前に見越しをして補正をお願いをし、50というようなことになるかと思いますが、確たる来年度の予算に関しては、また更に担当のほうで協議し、また、私のほうからも意見を申し上げて、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 今後もしっかりと取り組んでいくということで、私も安堵しました。

そういう中で、1キロワット当たりの単価もそれぞれ隣接する市町村によってかなりの差がございまして。和光については、結構高い単価を出されておりますけれども、この単価にあたってのどういうふうなところでこの数字が出たのかということと、これは国の指針の中でも示されたのを参考にされたんじゃないかなと思いますけれども、実は、10年来、5年前、そのときのソーラーシステムというのは、かなりの高額な商品でございました。現時点ではかなりソーラーパネルの軽量化に伴う経費節約と、また、性能も十分昔のと比べると発揮できるということで、そのへんも来年度のこの1キロワットの単価を計算するにあたっては、やはり設備にかかる経費と、そのへんの部分も、私は考慮してもいいんじゃないかなというふうに思います。

そうすることによって、同じ100万でもですね、今までは確かに10件だったとしますと、逆に言えば、今の単価を使えば15件になる可能性もございまして、そういったところの有効な費用を使っていくということも視野に入れて計画をつくられたらいいかなというふうに思います。

太陽光についてはこれで終わりますが、もう1点、14ページの農業振興費でございまして、ここに耕作放棄地の解消緊急対策事業ということで28万6,000円が出ておりますけれども、これをあえて言うわけではございませんけれども、実は、農業振興ということで、耕作放棄地の解消という中でも、今、実は九州管内でも、非常にオリーブの栽培が盛んに行われております。隣の荒尾市においても、これも市の取り組みの中でオリーブをやっとし、また、先般、所管の研修の中で天草に行ったときも、天草にはそういった直属の部署、課を持っております。

こういう中で、そういうきっかけの中で、オリーブの九州オリーブ協会というのがありますけれども、ある方がこちらのほうからの資料を入手されて、今、その発足会を実際今、立ち上げている段階でございまして。

こういう中で、それぞれ和光町の中でも耕作放棄地、今まで栗山だったのが、もうほとんど崩壊してしまって、今は竹が植わったりしている。それから、みかんの農家の方もやめられて、かなり荒廃が進んでおるという状況の中で、目新しい商品に目を向けてするのもいいかなと思いますけれども、やはりこの、今、オリーブは何でこれだけでもはやされとるかということ、やはり、健康志向ブームは、人間生きてる間は、必ずこれはつきまといます。それと、いろんな用途ができるということも一つの栽培が増える条件だろうというふうに思いますし、また、このオリーブを植えますと、樹齢が最高で300年ぐらいもつそうでございまして。一番古いの、大体それくらいのもがあるというふうな話を聞きました。その実も確実に実をつけて収穫ができておるということでございましたので、私はやはり、今までの既存のみかんにしろ栗にしろ、目新しいものということではありますけれども、収穫の喜びというのは、これは観光の目玉にもなるような気運がします。今まで栗の苗木の2分の1の補助とか、そういう経緯もございまして、私からお願いということと非常に心苦しいんですが、やはりこういった栽培を、荒廃地を解消するための栽培をするわけですから、オリーブの苗の補助も、町長、ひとつお願いできるならというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

町長 坂梨豊昭君

○町長（坂梨豊昭君） 耕作放棄地解消に伴って御意見があったわけですが、先般、認定農家の方が経済課の担当と一緒に私を訪ねてこられたこともございまして、そのことに関しては、ひとつしっかりと研究されてはいかがですかというふうには申し上げております。ですから、こうします、ああしますと、そうしたことにしましては、今後、どのようにそういう組織が立ち上げ、どのような取り組み、どういうふうなものであるのか、しっかりと精査しながら、一緒になって研究しながら、しかるべき対応をしてまいりたいと。こうします、ああしますということに関しては、まだ全くそういうことの内容からして知り得ておりませんので、そのように前向きに一緒になって考えていくというふうなお答えでお許しいただきたいと思います。

○議長（多賀勝丸君）

2番 豊後 力君

○2番（豊後 力君） 今、町長のほうから前向きに検討していくということで、しっかりとした言葉で言っていただきましたので、よろしく願いを申し上げます。終わります。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 今のページですが、耕作放棄地解消緊急対策事業28万6,000円、イエロープロジェクト事業50万、ちょっとこの内容を説明してください。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） 耕作放棄地の緊急対策事業ですけれども、これにつきましては、今回、3名の方の申請により計上させていただいております。この事業につきましては、県の単独事業でありまして、耕作放棄地を農地復元する者への補助金の交付でございます。交付額につきましては、自己所有地以外は10アール当たり3万円、自己所有地は10アール当たりの2万円となっております。

それから、採択要件につきましては、復元された農地につきましては、原則3年間は耕作することになっております。

次に、イエロープロジェクト事業でございますけれども、この事業につきましては、上板楠地域の緑の里上板楠のほうで、平成28年度より地域づくりの一環として、裏作を活用しまして菜の花を植え、合わせてかかしを作成し、町内外からの観光客を楽しませ、地域の活性化を図っているものでございます。

今度の補正につきましては、平成22年度から23年度までの取り組んだ箇所を再度取り組めるということで、今回、事業を実施されるものでございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） イエロープロジェクトですが、22年と23年に取り組んだということで、この今度の24年度に向けてのこの50万という予算になるんですか。ちょっと言葉がちょっとわか

らなかったですが。

○議長（多賀勝丸君）

経済課長 坂本政明君

○経済課長（坂本政明君） はい、今度24年度に対しての補正事業でございます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 先ほど、蒲池議員のほうから、土地改良事業のところで質問がありましたが、関連してそのところで質問するならよかったですけど、一つだけ、1点だけ確認しておきたいことがございますので質問いたします。

この西部地区の基盤整備区域の中に、田中城周辺の文化財発掘調査というのがあったと思います。既に試掘調査が完了し、いよいよ本格的な調査が平成25年度からですかね、実施される計画になっておりますが、来年度のその発掘調査の時期はいつごろになるのかが1点。それから、調査の範囲ですね。これはどこからどこまでぐらい大体計画されているのか、大体でよろございますので伺います。

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） 小山議員の御質問に対してお答えいたします。

浦地区は仰せのとおり、今回、発掘調査ということで、本調査に入るということで、時期的には25年に入ったらすぐということです。その発掘調査と一緒に、表土剥ぎ、それから客土も一緒に並行して行うということで、県のほうからそういう説明を受けておりますので、その形で今後進んでいくと思います。

範囲は、今回圃場整備をお願いしている地区、全地区、すいません、今の間違えました。試掘を見ながらその範囲を見ていくということで、今の圃場整備の地区の中に、それを関連する、ちょっと疑わしい部分があるならまた広がるし、そういう状況を見ながら広がっていく可能性もあると思います。そういうことで理解しております。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 今の発掘調査の範囲の件ですけれども、一応試掘調査が終わりましたですたいね。そすと、試掘調査で出た所が重点的に本格調査になると思いますが、そのほかの部分までというわけじゃなかでしょう。だから、結局その範囲ということじゃないんですかね。ちょっと確認します。

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） はい、そのとおりです。今度、圃場整備する地区の中で、そういう試掘した所を見ながら、今回、来年度それを詰めていくということで、地区内を必ずするということです。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 大まかで結構です。大体どのくらいの面積なのか、わかっておりますなら教えてください。

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） 地区面積としては3.5ヘクタールということでしております。以上でございます。

（自席より発言する者あり）

○議長（多賀勝丸君）

事業課長 松尾憲成君

○事業課長（松尾憲成君） あの、結局、全部が全部掘るわけじゃなくて、その例えば排水路を今度するところ、そういうところを重点的にまず掘りますもんですから、そこはその後今度は埋め戻して、そこには触らない、調査した後は触らないように盛土をしますので、そういう関係でしますので、今、具体的に面積はこれだけということはちょっと、全体的なその3.5ヘクタールの受益面積の中であるということ御了解よろしいでしょうか。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） はい、10番です。確認をさせていただきます。

15ページの学校統合事業の建設地地質調査業務委託料で、735万円が出てるんですが、何を確認するかというと、総額が7億8,000万ほどあるんですが、この事業を実際担当するのは企画課がやっとな中で、教育総務費の中での予算でございます。ここらへんの取り組みですね、これは事務改善は副町長かと思うんですけど、もう今年も12月ですから終わろうとしとるんですが、これ来年度に向けてもやはりこういう、私も何で質問するかというと、昨年、23年度、教育委員会がハードもソフトもするのは、非常に私が異議があるということを言っておりました。今度は、わかりやすく言うと、お金は教育委員会がある、でも実務をするのは企画ですね。教育行政の中と町長部局と。ここらへんの整理ですよね。単純にお金を組み替えればいいのか、それともやっぱり基本的にせなんのか、国の補助金絡みなのかとか、そこらへんも含めてちょっと説明を求めます。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 学校統廃合の件についてお尋ねでございますけれども、私、この件、担当といたしますか、関係はいたしております。

当初予算で学校教育課のほうにその建設資金はあるということで、幾つかの一般質問がその予算の質疑のときにあったかと思います。非常にそのへんもいろんな角度から、またいろんな人からも指摘はありました。その後、やはり学校教育、当初組んでおったものですから、今、学校教

育課の中の予算をそれぞれの事業に分配といいますか、そういうことになっておりますので、今後はそういうことがないようにということで、今、25年度の組織的なことに入って、そのへんのしっかりとした金の流れ、予算の流れ等々を研究をしているところでもございます。この件についての詳細については、企画課長のほうから答弁をさせます。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 予算の組み方、つくり方ということがございまして、目的が学校教育に関する建設費というようなことで、今たまたま企画がその建設に係る事務をさせていただいておりますけれども、この組む位置は、款はこの10款になるべきだと思います。合わせて、御心配の実は当初予算につきましては、建設に関しましては、3月の条例で私どもにさせていただくということでやっております、その当初の予算の要求は学校教育課でなされとったというようなことでございます。

したがいまして、私どもちょっとうっかりしております、その後、予算の配当替えをお願いいたしまして、今、企画で全部執行できる状態にしております。もちろん、この735万も企画のほうで予算を要求させていただいております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） はい、10番です。今の答弁をお伺いしますと、一応、25年度に向けてはすっきりするという方向で考えとってよろしいんですかね。わかりました。

あと一つは、じゃあちょっと教育委員会のほうにお伺いするわけですが、小中学校のこれ地質調査があっております。ということは、一応原案はあるけど、校舎とかグラウンドとか体育館とか、配置決めが一応あるんですけど、そこらへんの調査がある。その中で、社会教育、要するに国庫補助金の関係上、すべて学校教育のほうで持っていく、ですね。グラウンド整備もはっきり言うと。本当は社会教育の部分もあるわけなんだけど。そこらへんで社会教育課長のほうは、非常にこう、私も体協なんですけど、いろんな団体の方の事務局もやっとなるわけなんですけど、そこらへんで一応原案はできてますので、今後、最終なところまで、やはりそこらへんの具体的な提示あたりも各種団体に、社会教育課長を通してなんですけど、やってもらえるのか、もらえないのかをお伺いします。

○議長（多賀勝丸君）

学校教育課長 坂本誠司君

○学校教育課長（坂本誠司君） この新しい、まず最初に、事務の取扱いといいますか、土地をかうとかそういった手続関係、今、町、菊水区域のグラウンド、町民グラウンドがありまして、その横にそこに学校を建てる。今の町民グラウンドについては、その横のほうといいますか、そのほうに学校グラウンドと兼ねて造るということで、今、話を進めております。税務署協議につきましても、学校グラウンドということで進めております。

それと、新しい学校、そういった施設部会ということが一つあります。それと開校準備委員会

というのがございます。それにも社会教育課のほうも参加していただいておりますので、その回を重ねて、発表できる段階になれば発表していくというふうなことで御理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

10番 杉本和彰君

○10番（杉本和彰君） 今ので大体わかったんですけど、土地を買うとかちょっと話があつたけんですね、あんまりそこらへんは言ってほしくなかったんですね。

土地を買うと言われると、つい私も反応すつとですけど、地方自治法の規定上、教育委員会は土地を買う機能は与えられてないと思うんですね。あくまで町長部局、あんまりそこらへんは教育委員会は言わないほうがいいと思う。

たら、社会教育課長にお伺いしますけど、こういうプライバシーのことを言っているのか悪いのかわかりませんが、社会教育課長は教職員の免許を持っております。だったら自信を持って社会教育課長には、町民の社会体育の場としての意見をどんどん言ってもらいたいというふうに考えますが、答弁をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 個人的な意見じゃなくて、社会教育課としての意見を述べていきたいと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹淵賢吾君

○12番（笹淵賢吾君） 今の菊水区域の小学校の地質調査の件ですけれども、735万円ということで、これ一般財源から出されていますが、これの国・県からの補助金というのは、全くないということでの一般財源からなのかということと、それから、内容について、どういった地質調査をするのか伺います。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） まずこの地質調査でございますけれども、いわゆる公共建築物を建てる場合には、国の建築基準法の施行令というのがございまして、それに基づきまして調査が必要でございます。

まず、次に財源はどうするのかというようなことですが、まず、一般財源を充てておりますけれども、あれは総務課のほうの財政係と協議いたしまして、起債は当初にお願いして、事業費の変更に基づいて変更申請をしていくことになっておりますので、最終変更の中で、合併特例債への財源をお願いしているところでございます。

それから、内容はというようなことで第2点ですけれども、いわゆる校舎等の建設予定地を、大体7,000平米ほどの中に建てさせていただきたいと思っておりますけれども、その面積に応じた10カ所、試掘調査をするということでございます。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） これまであったグラウンドの所に、大体校舎を建設するという状況ですから、大体固まっている部分はあると思いますけれども、それでもきちっとした地質調査をやらないかんということですかね。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） はい、そのとおりでございます。ちなみに、三加和区域のほうも、今度臨時議会で契約の同意をお願いすることになると思いますけれども、そういうのはちょっと面積が、建築面積が狭うございますけれども、グラウンドにやるんですけども、先ほど言いました建築基準法の施行令の第93条というのがございまして、する必要がありますまして、5カ所やりました。翻って、こちらのほうはちょっと面積が広うございますので、倍の10カ所になるということです。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 学校建設については、私はこれまで反対をしてきましたので、今回この一般会計補正予算に、地質調査費ということで735万出ておりますので、地質調査自体は建設においては必要だと思いますけれども、議場においた立場の上、反対を表明しておきたいというふうに思います。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 10ページです。出生手当の1,080万、これについて説明をお願いします。

これは、3,090万が1,080万の補正で4,170万、これは最初からの計画、子どもの出生ですから大変喜ばしいことですが、見通しが甘かったのか。そして、これは4,170万になりますので、これ何名分か。

それと、16ページです。16ページの、これはもう小さい数字ですが、文化財保護費で賃金で55万、この中身についてお尋ねをいたします。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 杉村議員の御質問にお答えします。

10ページの出生手当事業に対する1,080万ですけど、これは、過疎債を今回充当したということで、6ページのほうで補正を組ませていただいて、変更してますけど、当初、過疎債のソフト事業390万充当してまして、事業費が増えた関係で。それから、過疎債のソフト事業分を充当できるということになりましたので、1,080万円を増加してこの出生祝金事業に1,470万円を充てるということで、ここに10ページのほうに起債の歳入として1,080万を計上しているところでございます。

事業費的には、当初予算で490万円の事業費がありました。それから、6月で事業費が1,080万円の補正がございまして、事業費的には1,570万円あります。そのうちの1,470万円を過疎債のソフト事業分として今回充当したということで、1,080万円計上しているところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

社会教育課長 有富孝一君

○社会教育課長（有富孝一君） 16ページの文化財保護費の件についてお尋ねですけれども、文化財保護費の中で、90万の補正を組んでおります。というのが、文化財の埋蔵地区において、共同住宅、アパートの建設計画がありまして、そこが基礎工事を実施するにあたって、穴を非常に掘りますので。

（自席より発言する者あり）

諏訪の原台地ですかね、そこにアパートが建つ予定ですので、それに対する文化財の発掘調査が必要になってきます。というのは、これについては、原因者負担ということになっておりますので、事業費が90万、その中の先ほど議員がお尋ねの55万については、その発掘作業の作業員さんの賃金として組んでおります。5,500円の5名分の20日程度ということで、金額は55万ということで組んでおります。

そのほかいろいろ、機械借り上げとかありますので、全部で90万ということで、この費用については、原因者の負担ということになりますので、歳入のほうの10ページのほうの雑入のほうに90万組んでおりますので、原因者の費用で発掘調査を行うということでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 文化財の55万、これは多分あのアパートの前のできよっとこだろうと思いました。それぞ、これはその当事者負担ということだったと思いますので、確認をしたわけでございます。

それから、これは補正担当は関係ございませんが、一応、金銭面の動きがありますので、ここであえて質問をいたします。ちょっと厳しい質問になろうかと思いますが、9月の監査の定例会指摘事項、これを皆さん方、課長さん、町長、副町長、皆さん、読まれましたか。特記事項の3点ございます。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） スカイドーム関係だと思いたいます。

（自席より発言する者あり）

業者名と。

○11番（杉村幸敏君） あのですね、一般会計とは一応予算に上がってくるときに、伝票の伺いが出ます。その監査委員の指摘事項には多くの問題点は簡単なことが出ています。手元にあるでしょう。ないですか。監査指摘事項。9月分。これに書いてあるのは、請求額の記載漏れ、税務

住民課が1件、町立病院1件、社会教育課3件、議会事務局1件。2番目、8月9日、起票の東京堂の請求書に請求者の押印がない。いろいろ書いてあります。これは当然、監査委員さんから町長まで回ってきてるはずですから、そして、幹部会でこういう指摘事項があったから、こういうことは一切ないようにしてくれ。ただ、もう初歩的なことです。皆さん方プロですから、町長までいくときには、伝票の検印がどしこいっと思いますか。八つぐらい、私がざっと計算してみっとあるって思います。

これをやっぱり、総務課長、課内の課長さんたちにはいつとらんということで、その都度説明があつとるかと思いますが、指摘があつとるかと思いますが、こういうことがいろはのいですから、これはプロとしてやっぱり、ただ・・・を押したというようなふうにしかとれんわけです。そして、正常な予算の組み方をしてもらわんと。もう少し緊張感を持って仕事をやってもらわんと。監査委員の、これは恐らく指摘事項の一部分だろうと思います。いつもあると思いますが、たまたま9月にこういう特記事項で出ております。これが総務課長も知らんじゃ、主事から参事から係長、課長補佐、課長、そして、徳永会計管理者、あそこに行きますね。副町長にもいきます。ここに七つか八つの印鑑を押していくわけです。やっぱりここらへんをもう少し緊張感を持って仕事をしてもらわんと、やっぱりこの前の、あえて言いたくないですが、あくまで言わせてもらいますが、不祥事事件とかそういうことにもつながりかねない。ただ・・・を押して管理職でいけないわけですので。ただこの監査の経営監査のはいつも出ます。3カ月にいっぺんに。これはやっぱり一番大事な監査委員の指摘事項ですので、皆さんが知らんじゃちょっといかんと思います。町長、いかがですか、答弁をお願いします。

○議長（多賀勝丸君）

副町長 井上國雄君

○副町長（井上國雄君） 確かに私もそれをコピーをしてとっております。その後の幹部会で、一応こういうことが指摘があつてということは幹部会の中で言った。そういうこと、今後ないように、そういうことで幹部会の中でも指摘はしておりましたけれども、その後、さっき言いましたスカイドームの請負業者と、その掲載してある会社の名前が違うとった部分も確かにありました。そのへんも幹部会の中で指摘をしておりましたので、今はそういう緊張感をもちながらしてくれているものと思っております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

総務課長 今村裕司君

○総務課長（今村裕司君） 今、副町長のほうから言われましたように、書類は全部総務課のほうに監査結果がきまして、それを各課長に全部メールで送ってます。それから、その担当課のほうから、それに対する対策等を出してもらって、また監査委員さんのほうに回答している状況でございます。今はちょっと持ってませんが、毎月そういう形で、監査委員さんから監査報告が出ていますので、それはもう、決裁を行いまして、特記事項、指摘事項ございましたら、それは担当課のほうにも回しまして、それに対する対応策を出してもらったり、各関係ない課のほうにもそういう状況は流している状況です。

確かに、・・・・というか、決裁じゃなくて押印ということもありました。それは大変私たちもミスをしているところでございまして、大変反省しているところでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

教育長 井上忠勝君

○教育長（井上忠勝君） 杉村議員の御指摘、この前、課長からも聞きまして、実際、監査委員の方からも御指導いただいたところでもございますので、非常に深く反省をし、今後きちんとやっていきたいと思っております。

もう一つ、私たまたま担当でございますので、あえて申し上げさせていただきますけれども、同和教育の視点で、「・・・・」という言葉は不適切な言葉ということで指導、現場もしておりますし、実際私たちも指導を受けてますので、一応その点の御指摘をしておきたいと思います。申し訳ありません。

○議長（多賀勝丸君）

11番 杉村幸敏君

○11番（杉村幸敏君） 私が「・・・・」と言いましたが、やっぱりこれはただ普通のとき言葉は使います。そういうことで、ちょっと厳しく言ったつもりですので、そこらへんはどうぞ気持ちを察してもらわんといかんと思います。やっぱり、私はこういうことはあえて言いたくない。皆さん方に。そうばってん、一応やっぱりこういうことは是は是非は是非として、これは言わにやいかんと思うたから、本当は言いたくなかったわけです。もう上の人に1回言えばいい、副町長に言えばいいと思いましたが、あえて緊張感を持って仕事をしてもらわにやいかんということで、この場で、何回も言いますが、印鑑、いっぱい私も監査委員しましたが、押されてきます。これは大体、起票とか押印のない請求書とか、そういうのに金を支出するとか、これはもってのほかです、はっきり言いまして。そういう初歩のことを、やっぱり各課長さんは十分部下に徹底されて、こういうことは二度とないようにはしてもらわんといかんということで、あえて、本当はもう何回も言いますが、皆さんたちにはいろいろ頑張っておられますので言いたくはないわけですが、ちょっとやっぱりこういう緊張感があつたほうがいいなという思いもございました。綱紀肅正ということでひとつ頑張っていたきたいと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

7番 小山 暁君

○7番（小山 暁君） 議運の立場から、再度、差別用語の失礼を訂正していただきます。お願いいたします。先ほど教育長のほうから話が出ましたように、これは差別用語です。絶対使ってはならない言葉ですから、議運の立場からも、是非それは訂正をしていただきますように、この場で、本会議でございますので、是非とも議長のひとつ指導をお願いいたします。以上です。

○議長（多賀勝丸君） はい。しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時38分

再開 午後2時39分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、杉村議員の言葉遣いにつきましては、いろいろ御指摘がありました。今後、議員におかれても、そういう言葉遣いにはしっかりと注意していただきたいと思います。

ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

4 番 古閑修一君

○4 番（古閑修一君） 4 番古閑です。議長、今の件ですけど、削除すると諮らんでいいんですかね。

○議長（多賀勝丸君） 休憩します。

休憩 午後 2 時40分

再開 午後 2 時49分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、杉村議員の発言は不適當と認めますので、削除いたします。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） はい。ほかに質疑ありませんか。

4 番 古閑修一君

○4 番（古閑修一君） 前もって、ただ今の私の発言は、一応休憩をとってから言うべきでした。申し訳ありませんでした。

それから、質問なんですけれども、先ほど、地方バスの路線維持補助金というようなことで質問がございました。74万7,000円。これにつきまして、これ自体に私、いろいろ申すものでもございせんけれども、昨年度が確定2,830万だったですかね、今年が3,055万と確定したというような先ほど報告がございました。私、この委員会のほうには6年間ずっと在籍しておりまして、昨年度から一応委員長というようなことでさせていただいております。特にこの2年間ぐらいは、町長も今回の一般質問の中でも答弁をされておりましたけれども、町としての総合的な住民サービスの交通システムの構築というようなことを考えておると。そういうことを今から考えて、教育課とも話し合っているというような話がございました。

よって、このバスの路線バスのいい点、私はこれはですね、やっぱり、年々、路線も廃止もあっております。それから、ダイヤの見直しもあっております。しかしながら、これはやっぱり今のところ、私は必要なものであると思っておるわけでございます。よって、この委員会、運行委員会ですね、バス路線の。運行委員会は運行委員会、路線バスに関することだけを今後もされていかれるのか。その中にまたいろんなその、いろいろコミュニティーバスですとか乗合タクシーとか、いろんな交通システム構築があります。デマンド方式というような説明をいただきました。そういったことで、よければ私は路線バスは路線バス、そういった構築なら構築に向けての

話とは別な形で、どうにか持っていったほうがいいんじゃないかと考えますけど、いかがでしょうか。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 今、議員御指摘のとおり、バス運行については、この要項に基づいて、高齢者の買い物や、その学生の足であるというような視点から協議していくべきと思っております。合わせて、一般質問でもお答えさせていただきましたけれども、ほかにバス、病院のケアバスとかいろんなバスが走っておりますので、そっちはそっちのほうで、関係各課、部署が今、協議に入るところでございます。そういったことをやりまして、場合によっては、例えば、結局、あるポイントから支所、あるいは病院、本庁というごたふうな路線ができる場合においては、途中のその公共バスに迷惑をかけないでバスの停留所っていうんですか、そこまで運ぶこともできるかもしれませんし、そういうところはコミュニティーバスあたりの中で、議論を今からしているところがございますので、そういったふうなところで深めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

4 番 古閑修一君

○4 番（古閑修一君） ただ今答弁ございましたけれども、そしたら、別に結局、そちらはそちらで検討委員会を立ち上げるということですか。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） 今、庁内関係部署で協議を始めているところでございます。具体的には、公共バス関係がありますので、私ども企画課もかたりまして、あるいは病院とか健康福祉課とかですね、先ほど、学校教育課とか、今度はスクールバスの関係もありますので、含めて課題解決にまいりたいと思います。以上です。

○議長（多賀勝丸君）

4 番 古閑修一君

○4 番（古閑修一君） これに関してはですね、企画課長も筆頭で会議にも出てもらってますので、その難しさというのは非常にわかっておられると思うわけですね。

ただ、お気づきだと思うんですけども、必ず会議の中で、そのコミュニティー系統の関係の話も出てくるわけですね。路線バスのことを運行委員会の中ですよ、それをまた出して、どうしても私、委員長しながらですね、これは皆さんも一緒だと思うんですけど、結論を出す必要はないかもしれませんよ。でも、その方向性すら、ただ意見を言い合って、何もまとまるところが私はないと、今の現状ではですね。ないものですから、別にそれはそれとして検討委員会なり立ち上げて、今、部署でやっておられると言われましたけども、それはそれとしていいと思うんですけどね、将来的にはそういう形として、分けた形でやっていかないと、私はなかなかまとまらんだと思うんですよ。

ただ教育委員会、それから企画課、病院、そういう話し合ってるといいますけどですよ、もう来年で26年の4月には開校するわけですよ。特に学校関係のマイクロというのはですね。それを利用したということになれば、本当に早急、もう時間がないと思うんですよ、そういったことを考えれば。

だから、早急にそういう委員会でも立ち上げて、その中に入ってもらってですよ、各課が。そしてやっていかないと、私は厳しいんじゃないかと思いますよ。後で「ああ、こうやるときゃよかった」というような形も出てくる可能性がありますよ。もちろん、その時点時点で改正することはできると思うんですけどね。早急にそれをやっぱり立ち上げて、方向性というのを持っていかなとですね、なかなか決まらないと思いますよ。どうでしょう。

○議長（多賀勝丸君）

企画課長 山下 仁君

○企画課長（山下 仁君） はい。まさにそのとおりで、そういったふうにやってるというようなことを言いたかったんですけど、私の説明が足らなかったようでございます。今、議員御指摘のとおり、関係各課、議論を始めたところです。以上でございます。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第64号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立多数です。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩いたします。3時5分より会議を開きます。

休憩 午後2時49分

再開 午後3時05分

○議長（多賀勝丸君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7 議案第65号 平成24年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第7、議案第65号「平成24年度和水町国民健康保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

12番 笹渕賢吾君

○12番（笹渕賢吾君） 7ページの繰入金ですね、基金繰入金。補正前が1億2,600万と、補正額がマイナスの4,508万8,000円と。財政調整基金繰入金ということでマイナス4,508万8,000円と、こういうふうに提案してありますが、ちょっと確認ですが、これは今年度に財政調整基金から国保基金から繰入を1億2,600万したけれども、今回、療養給付費等の交付金過年度分1,700万とか前年度繰越金5,200万と、こういったところでお金が浮いたので、財政調整基金に4,508万8,000円戻しますと、こういう考えでいいんですかね。

○議長（多賀勝丸君）

税務住民課長 豊後正弘君

○税務住民課長（豊後正弘君） 財政調整基金繰入金4,508万8,000円減額しております。その他の繰越金のほうで5,245万9,000円増額補正しておりますけれども、こちらのほうが前年度の繰越金が1億3,422万5,000円でありましたので、当初予算からの差額を増額補正しまして、今回の歳出予算額に合わせるため、基金の繰入金のほうで調整したものでございます。以上です。

○議長（多賀勝丸君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第65号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第66号 平成24年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第8、議案第66号「平成24年度和水町介護保険事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第65号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第67号 平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第9、議案第67号「平成24年度和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第67号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第68号 平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（多賀勝丸君） 日程第10、議案第68号「平成24年度国民健康保険和水町立病院事業会計補正予算（第3号）」についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第68号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第69号 有明広域行政事務組合規約の一部変更について

○議長（多賀勝丸君） 日程第11、議案第69号「有明広域行政事務組合規約の一部変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第69号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第12 発議第5号 和水町議会委員会条例の一部改正について

○議長(多賀勝丸君) 日程第12、発議第5号「和水町議会委員会条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

日程第13 発議第6号 和水町議会会議規則の一部改正について

○議長(多賀勝丸君) 日程第13、発議第6号「和水町議会会議規則の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

日程第14 発議第7号 和水町議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正に

ついて

○議長（多賀勝丸君） 日程第14、発議第7号「和水町議会等に出頭した選挙人等に対する実費弁償条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（多賀勝丸君） 起立全員です。したがって、発議第7号は原案のとおり可決されました。

日程第15 陳情等の常任委員長報告について

○議長（多賀勝丸君） 日程第15、陳情等の常任委員長報告についてを議題とします。

常任委員会に付託した陳情等について、委員長から委員長審査報告書が提出されました。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

建設経済常任委員会に付託した陳情等について、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 豊後 力君

○建設経済常任委員長（豊後 力君） 建設経済常任委員長の豊後でございます。

本定例会において、建設経済常任委員会に付託されました要望書等の審査結果について報告いたします。

受付番号108号、要望書、和仁地区内の町道認定については、採択です。受付番号245号、町道菰田・岩線のかさ上げ工事を求める要望書については、採択です。受付番号284号、要望書、和水町農業振興補助金については、採択です。

以上で常任委員会審査報告を終わります。

○議長（多賀勝丸君） 委員長の報告を終わり、これから委員長報告に対する質疑を行います。

受付番号第108号「要望書、和仁地区内の町道認定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。

受付番号第108号「要望書、和仁地区内の町道認定について」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、受付番号第108号「要望書、和仁地区内の町道認定について」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

受付番号第245号「町道菰田岩線のかさ上げ工事を求める要望書」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。

受付番号第245号「町道菰田岩線のかさ上げ工事を求める要望書」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、受付番号第245号「町道菰田岩線のかさ上げ工事を求める要望書」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

受付番号第284号「要望書、和水町農業振興補助金について」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、荒木拓馬君の退場を求めます。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(多賀勝丸君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。本件に対する委員長の報告は採択です。

受付番号第284号「要望書、和水町農業振興補助金について」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(多賀勝丸君) 起立全員です。したがって、受付番号第284号「要望書、和水町農業振興補助金について」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

荒木拓馬君の入場を許可します。

日程第16 閉会中の継続審査申出書(総務文教常任委員会)

○議長(多賀勝丸君) 日程第16、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査申出を議題とします。

総務文教常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第17 閉会中の継続審査申出書（建設経済常任委員会）

○議長（多賀勝丸君） 日程第17、建設経済常任委員会の閉会中の継続審査申出を議題とします。

建設経済常任委員長から、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第18 閉会中の継続審査申出書（議会運営委員会）

○議長（多賀勝丸君） 日程第18、閉会中の継続審査申出を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、本会議の会議日程と議会の運営に関する事項について、閉会中の継続審査申出があります。

お諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（多賀勝丸君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

12月定例会の閉会にあたり、ひと言ごあいさつを申し上げます。

議員各位並びに坂梨町長はじめ執行部におかれましては、本日まで極めて円滑に議会運営に格別の御理解と御協力を賜り、心より御礼申し上げます。

本年もあと10日余りになりました。寒さも一段と厳しさを増してまいります。議員各位、執行部におかれましては、何かと御多忙のことと存じますが、健康に十分留意をしていただき、輝かしい新年をお迎えいただきますよう御祈念申し上げ、年末のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

これをもって平成24年12月和水町議会を閉会いたします。

起立願います。お疲れでございました。

閉会 午後3時22分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和 水 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員